

地方行政委員會議錄第八號

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525

Age Group	2006 (%)	2008 (%)
18-29	~65	~75
30-49	~75	~85
50-69	~85	~90
70+	~90	~95

100

10

らその決定によりまして、職員がこの法律案に定められておりますようないは、あるいは條例によつて定められておりますようないは、政治的行動をやるように求められたりするようないは、三十三條の第三項の罰則が、これに適用されて来る。言いかえすれば、何人もこの法律案に定められておらず、政治的行動を行ふようないは、職員に求めたり、そのかし、もしはあつてはならない、ということに該当することになりまして、この何人もと申しますのは、単に職員のみならず、その他の者も包含することになつておりますので、この條文の運用には、これを規律して行く、ということになると思はれております。

○大泉委員 もう少し詳しくお聞きしたいと思ひます。公務員が他の労働組合に参加することができるとか、これをひとつはつきり聞いておきたい。

○小野政府委員 ただいまの他の労働組合と申しますのは、労働組合法に基きましてできた労働組合、かように何うのもありますが、さういふ場合におきましては、この法律案におきまして、職員団体の結成につきましては、当該地方公務員をもつて組織する、といふことになつておまして、その以外の労働組合の結成を認めておるわけではございませんので、従つて他の労働組合、いわゆる労働組合法による労働組合に加入するといふ道は、開かれておらないわけでございます。

○大泉委員 それでは他の政治団体の構成員になることができるかどうか。

○小野政府委員 單にある政党に入党するといふことにつきましては、別に支障がないかと存じます。この法案の第三十六條にも示してありますように、政党その他の政治団体の結成に關し、あるいはまた役員になつたりする、これは適當でない。言いかえれば、当該政党なりその他の政治団体が、意思を決定いたしました行動をとる、あるいはさういふ政党あるいは政治団体を結成することに、準備委員等の資格において關與することは、第三十六條第一項によつて禁止されておるわけでありまして。

○大泉委員 自分が勤務しているところの、職員団体に加入しなくても、ともかく他の労働団体もしくは政治団体に加入して、その構成員となることのできる、とすれば、それに対してその団体あるいは政党が一定の方針を決議した場合、その構成員である以上は、どうしてもそれに服従する。いわゆるその決議に基いて行動をとるといふことになりまして、結局政治活動の制限といふことは、とつていそにできないことになりまして、それに對してどういふような対策をもつて臨まれるのか、これを聞くわけでありまして。

○小野政府委員 まず第一の問題といひましたのは、職員がある政党もしくは政治団体の構成員となるように、またはならないように勧誘運動をしてはならない、といふことがこの第三十六條によつて規定されておるわけでありまして、それと同時に第二点といひました、労働組合に加入する、といふことについて御意見があらはれますが、これは地方公務員法案によりまして

労働三法の適用の除外がされております關係上、地方職員が労働組合に加入するといふことは、これは認められておらないわけでありまして。後段の場合において、労働組合の意思決定によつて、左右される、といふ場合におきましては、その労働組合自体が政治的行動をその職員に求めたり、そのかし、あるいはあつたりする、といふ場合において、この第三十六條第三項が適用されて来る、ことなるのでありまして、職員自体が労働組合に加入する、といふことは、労働組合法の適用除外によりまして、これは排除されておる、かように考へておるのであります。

○大泉委員 個人から求められた場合には、はつきりわかりますけれども、団体から求められた場合には、団体に対する制裁といふものは何ら規定がない、とあります。たとへば組合とかあるいは、政党に対する制裁がないところを見ると、どうにもしようがない、いや、ないでしようか。これに對してはいかに対処されるのですか。

○小野政府委員 私の言ひ方が少し足りなかつた点があるかと思ひますが、団体自身がこれを懲罰する、といふものではございません。もちろん当該労働組合には責任があるわけでありまして、おそれる労働組合が意思決定をいたしました場合においては、その代表者なり役員を通じて、おそれる当該職員に働きかけられて来るものであらうと思ひます。さういふ意味合いにおきまして、先ほど団体といふことを申し上げましたが、さらに詳細に申し上げます、ただいま申し上げたような具体的な方法によるであらうと思ひます。

○大泉委員 それから公述人の多くは、特に公企業に參照しておるところの労働者全体を通じて、特別職にしてもらいたい、といふような希望が多々ありましたが、私はどうも特別職と一般職の区分に對する当局の説明がはつきりとはわからない。たとえば特別職は住民に選出され、その意思を代表しておるのである。住民即特別職である。ところがそれは多くは政治活動の方を担當しておるのであつて、そのもとに奉職してある一般職の立場は、ただ單に全体に對する奉仕者である、といふことだけでははつきりしない。全体に對する奉仕者といふのは、特別職であらうと一般職であらうと何らかわらない、のであるけれども、ただ私は一般職の場合には、住民の行政部門の代行者である、といふ考へ方を、はつきりしておく必要があるのではないか。公企業もしくは地方公共団体の事業であらうと、あるいは行政であらうと、何ら競争性のない独占的な一つの業体である。この独占的な立場においては、全体に對する一つの代行者であるから、対立者はないわけだ。この対立者のないものに對しては、やはりどこまでも一般のいわゆる営利事業等の私企業とは根本からして考へ方を違えて行かなければならない。そこでただ單に全体に對する奉仕者といふような不明確な言葉でこれを律してしまふと、どうも理念といふか考へ方といふか不明確になつてしまふ。これに對する明確な言葉を当局から説明されてしかるべきだと思ひ、これに對する考へ方は、どんなものでしょうか。

○小野政府委員 お答えいたします。地方公務員もまた公務員でありますので、ただいま大泉さんが御指摘になりましたように住民全体の奉仕者である、こゝういふ本質を持つております。これをもう少し他の見地から考へてみると、こゝに政治と行政との明確なる区分といふことが考へ得るのではないかと考へております。ただいまの例としておあげになりました公選によつてその地位につきましたあるいは知事とか、市町村長といふふうなもの、それ以外の行政職員といふものについての御指摘があつたのであります。が、これも最も顯著なる例の一つであらうと思ひます。もとより政治と行政は、その間に明瞭な一線が画さるべきものである、といふことについては、詳細に申し上げる必要はないかと思ひます。これをもう少し具体的に申し上げますと、政治を担當するものと、同時にその政治を行う場合においてこれに對して忠実に助言をし、あるいは補助して行くといふふうな立場にある、いわゆる行政執行の面に當る者とは、おのずからその地位において、また職能におきまして異なつたものがなければならぬと思ひます。行政に携わる者といひましたのは、その職能から申しまして、職能から考へまして、政策決定ではなしに、決定された政策を執行するために、いわば技術的専門的な仕事を担當して行く、さういふことによりまして、地方の住民のために信託奉仕の關係においてその職責を遂行する、こゝういふふうに申し上げたいと思ひます。従ひまして技術的専門的な行政執行の面に當る職員は、さらにこれを具体的に申し上げますならば、地

方住民に対する関係におきましても、その行政ができるだけ公正にかつ継続的に行われるというところが、結局地方住民に対する大きな奉仕の一つであると思ふのであります。従つて能率を上げますと同時に、安定してかつ継続して行政執行の面に当り得るようになり向けて行くことが妥当である、かように考へておる次第でございます。さうな点から考へまして、これら行政執行の面におきまして、これら行政と政治的中立性を確立いたしまして、一面行政が公正に運営されましますと、また職員それ自体も、安んじてその業務に励み得るようになつて、それが考へられなければならぬので、さうな点から考へまして、政治的行動の制限につきまして配慮をいたして参つておるような次第でございます。

○大泉委員 それから公述人の多くは個々の職業について、これは私企業であらうと公企業であらうと、何らかわるところはないのであるから、特別職に指定すべきであるという意見が多かつたのであります。個人々々の場合に対しては、これは人夫であらうと、あるいは清掃人であらうと、あるいはその他の部面であらうと、いわゆる会計なら会計をやつておる者、これは私企業であらうと公企業であらうと、その個人々々においては何らかわらない。けれどもまた、ただいまの繰返すようにありますが、住民全体に対する奉仕者である、あるいはまた住民の行政の代行者であるという立場からこれを考へてみたならば、結局は個々の職業を区別すべきでない、どこまでもこれは企業体においてこれを

区別すべきである。こういうふうに私は考へておるのであります。当局はこの個々の職業にわゆる職務に対して区別する意思はないと思ひますが、いわゆる企業体別にこれを考へなくちゃならぬ、こういうふうには思ふのであります。これに対する明確な考へ方を公述人に対して当局から聞かせてもらいたかつたのであります。この際私からはつきり聞いておきたいと思ひます。

○小野政府委員 お答えいたします。大泉さんのおつしやいますように、個々の職業について個人々々に区別すべきではなくて、やはりその主体によつて総合的に考へべきではないか、こういう御意見のように承つたのであります。これも一応ごつともの点があると思ふのでございますが、一面國家公務員制度におきまして、御承知のようにその企業体の性格から考へまして、それに従事する職員の身分取扱いにつきましては、別途の方途を講じておられます。そのような関係もあり、一面また公益事業の關係から申しますと、その会計経理なり、経営の實際から考へまして、その主体はもちろん地方公共団体でございます。その仕事自体の経営の方式なり、あるいは内容等から考へまして、国の場合において行われておる制度と、やはり、あまりに均衡の失しないように、その間の関連をもつて考へて行くことが適當ではないか、かように考へましたが、御承知のごとく公益事業につきましては、その職員の身分の取扱いは、あるいは事業の組織なり、あるいは会計経理につきましても、別途の考へをめぐらしたい。かように考へておるような次第でございます。

○野村委員長代理 次に立花敏男君。○立花委員 私、質疑に入ります。前に、ちよつと委員長にお尋ねしたいことがあります。またこの法案の逐條審議に、私も共産党は入つていないわけですが、今からやるわけですが、これは、この前に地方財政委員会から意見書が国会に出されて参りました。それがこの委員会において審議されました。自由党も含めて満場一致の決議がでたのであります。その際この問題が解決されなければ、私どももいたしましては地方公務員法の審議に入れない。何となれば給與の問題の結論を出さずして、取締りの面だけの法案を審議することは一方面的の形になるので、ぜひ給與の問題としての財政平衡交付金の結論を出していただきたい。そういうことで一応決議はいたしたのですが、その後これが予算委員会に問題になりまして一向結論が出て来ない。また他の委員会においても、あまり問題にならない。あるいは本会議においてもこの問題が問題にならない。どうも私どもの観測いたしますところによりますと、地方行政委員会が、決議倒れになつてしまふ、これでは一般地方公務員が越年手当ももらえないし、ベース・アップもしてもらえない、國家公務員が越年資金をもらない、あるいはベース・アップの予算措置がされません。地方公務員だけが置いてけぼりになる、これでは私どもはどうも進んでこの地方公務員法案の審議をやるわけには行かない。せつかの決議はいたしましたが、それがどうも実現しきらない、こういう状態に陥つてゐるわけでありまして、この

ことは單に地方公務員だけの問題ではなしに、地方財政委員会がその意見書を国会に出した以上には、裏には、やはり全国の一万以上に達します市町村あるいは都道府県、これらの諸団体も熱烈なる要望があつての上のことだらうというところは、私も推測にかたくないわけなのであります。さういふような百数十万の地方公務員の要望と、全國一萬幾つもの都道府県、市町村の要望とがせつかくこの委員会、地方財政委員会の意見書を可決するといふ形で現れておるわけですが、一向に決まらぬわけなのであります。これは私もいたしましては、どうしてもより強力に推進しなければいけないという仕事が残つておるわけでございますが、あの際決議するにあたりましては、これは單なる決議に終らしてはいけぬ、關係の委員会なり、あるいは議長等にもこの促進方を要望する。あの決議はもちろん政府がこれに努力すべしという決議でございますが、しかしわれわれだけの委員会の決議では非常な力が弱いので、運営委員長の方へも報告いたしまして、それを有効に成果あらしめるように努力するといふことも、あわせて申合せたはずでございます。ところが本国会の会期もあと数日に迫つておるわけなのでございまして、この問題に關しまして、その後の推進方につきまして、理事会で御相談があつて、それ、処置をとられたと思ふのでありますが、この点を委員長から御説明願ひたいと思ひます。

○野村委員長代理 立花委員の御意見はごもつともでございますが、地方財政に關する財政確保の決議案が、前回の委員会でも満場の各位の御賛成によつて決議された。しかしその決議の達成については、あつて満場の各位の御了承を得て、前委員長に一任ということになつたわけですが、今日はお見えになりませんが、多分さういふふうなことにいつても努力されておることであらうと思つておるわけですが、後刻委員長が見えたら、直接さらにお尋ねをいたしたいらよろしかろう、かように考へております。委員会の勢頭におつて承をいただきましたように、地方公務員法全体の逐條審議をするといふように御了承を得ておるのですが、どうかさういふことに御承知願ひます。

○河原委員 議事進行に關して……、ただいま立花君の發言によりまして、三十五億の平衡交付金では足りない。あれでは地方財政が非常な窮乏に陥るというので、その対策を至急立てられるようとの決議をしたのであります。が、立花君の發言によりまして、その増額というものは、地方公務員の年末半箇月分の手当並びに明年一月以降三箇月分の給與ベースの改訂に充てるものであつて、それができなければ給與ベースの改訂も、年末の手当を支給することもできないという建前のものに出したものでなく、またここで公述人でありました神奈川縣知事の發言におきまして、あれは全國知事代表ではないという断りがありましたが、もしも、そのときに悲壯な決意を披露して申された場合には、このままの平衡交付金では、地方自治団体は非常に困る。困るけれども万難を排しても、國

家公務員が一月以降の給與ペース改訂並びに半箇月の年末手当を出される以上、地方自治団体としては出さなければならぬ。それをいさぬというようなことは考えていない旨を、はつきりさせていらつしやるのである。平衡交付金増額の問題と、そして給與ペース並びにこの地方公務員法の制定とに不可分の連繋があるがごときをもつてこの審議に臨まれることは、あの地方財政平衡交付金増額要望の決議に対する趣旨と、はなはだしく反すると思ひますので、この点委員長の注意を喚起したいと思ひます。

○立花委員 委員長のお言葉は私も承知いたしました上で、特に発言を求めたわけなのでございますが、河原委員から御発言がありました。誤解があるのではないかとと思ひますので、ちよつと誤解を解いておきたいと思ひます。地方財政委員会の意見書には明らかに八十三億を要求する、この内容といたしまして、年末半箇分の手当、それから千円のペース・アップ、それには八十八億は必要であるということ、がはつきりと明記されております。その第二項には、地方税法が組まれまして、自然の地方が歳出増になる、十六億あるいは政府のその後追加予算が組まれまして、それに伴う地方の歳出の増加が十九億、そういうものを合計して百二十三億。そのうち四十億は地方で財政の緊縮によつてまかなう。残りの八十三億が足りないのだというところがはつきり明記されております。これが新しい地方の必要財源の額、こういうふうに明記されておるのであります。だからこそ八十三億円

という具体的な数字が出て来ておりまして、またこの問題につきまして、地方財政委員会の事務局長が、この委員会に臨まれまして、八十三億円の財政平衡交付金はひも付では出せないと言われるが、この場合には八十三億円の問題はどうかと言ひますと、新しい財源必要財源に充てるためにこれは出すのだというところ、はつきり萩田事務局長は言われたわけなので、従つて私どもの決議も、その線に沿つて地方財政委員会の意見書の中に含まれておる、これらの数字またこれらの新しい地方の必要財源を見越しての決議だということも明らかなので、従つてこれは決して地方公務員の年末手当あるいはペース・アップの問題と離れた問題ではないと思ひます。そういう意味で、私は地方公務員法の最初の審議にあたりまして、やはりこの問題が解決されない以上は、われ／＼としてはどうしても公務員法の審議に入ることとはできないという共産党の態度を明らかにしたわけなんです。これは決して必然的に法律の上でつながつておるとか、そういう問題ではございまして、実際の問題としてはつながつておる、そういうことから私も日本共産党の態度を明らかにしたのであります。皆さんの御賛同を得まして、全会一致でこういう決議がなされておりますので、その後の推進方をぜひお願いしておきたいと思ひます。私も全会一致でその決議をやつたのでございまして、さらにそれを有効ならしめるために、共産党といはしましては、各党の御賛同を得たならば、本会議での決議と同じものを決議案として提出したい。十一月二十九日に私もこの委員会

員会でやりまして地方財政確保に関する決議の即時実行に関する決議案というものを、本会議で決議するようにしたい、こういうふうにしてつておるわけでありまして、できましてならば、ぜひともひとつ全会一致で決議いたしまして決議案と、本会議の決議とすうように委員会として全会一致で本会議に對する決議案をやつてもらいたいと思ひます。この問題はどうかいうふうにお扱いになるのか……

○野村委員長代理 ただいまの立花君の御意見はごもつともありますが、先ほど私が申し上げたことにつきまして御了承をいただきたいと思ひます。ただいまは地方公務員法の二章の前の未了の分と全体の逐條審議に移つておりますので、この点御了解をいただきたい、本案に對する質疑も立花さんは残つておるようでありまして、これに關連して質疑を續行されんことをお願いいたします。

○立花委員 それではこれから質疑に移りたいと思ひますが、私今の問題はぜひ理事會でも、あるいは各党の懇談会でも開いていただきまして、委員会として態度をおきめくださるよう委員長にお願いしたいと思ひますが、この点どうでしょうか。

○野村委員長代理 後刻委員長も見えらると思ひます。委員長はこのことに對しては、決議の趣旨をよく尊重することに思ひますので、その際に出されることと思ひます。その際に出されることと思ひますので、その際に出されることと思ひます。

○立花委員 それではこれから質疑に移りたいと思ひますが、私今の問題はぜひ理事會でも、あるいは各党の懇談会でも開いていただきまして、委員会として態度をおきめくださるよう委員長にお願いしたいと思ひますが、この点どうでしょうか。

○野村委員長代理 後刻委員長も見えらると思ひます。委員長はこのことに對しては、決議の趣旨をよく尊重することに思ひますので、その際に出されることと思ひます。その際に出されることと思ひます。

○立花委員 それではこれから質疑に移りたいと思ひますが、私今の問題はぜひ理事會でも、あるいは各党の懇談会でも開いていただきまして、委員会として態度をおきめくださるよう委員長にお願いしたいと思ひますが、この点どうでしょうか。

○立花委員 ではそういうふうに、委員長の方に対しては、あらためて

○立花委員 それではこれから質疑に移りたいと思ひますが、私今の問題はぜひ理事會でも、あるいは各党の懇談会でも開いていただきまして、委員会として態度をおきめくださるよう委員長にお願いしたいと思ひますが、この点どうでしょうか。

○立花委員 それではこれから質疑に移りたいと思ひますが、私今の問題はぜひ理事會でも、あるいは各党の懇談会でも開いていただきまして、委員会として態度をおきめくださるよう委員長にお願いしたいと思ひますが、この点どうでしょうか。

一号の趣旨に違反しない限り、存続しておるものと考へております。

○立花委員 この法律が出れば、政令は地方公務員に對しては、當てはまらないと考へるのでございすが、それでございすか。

○小野政府委員 一般職に適用される法律でございすが、これに抵触しない限りはさしつかえないものと考へております。

○立花委員 これに抵触しない限りは二百一十号は残ると言われるのですか。

○藤井政府委員 政令二百一十号の關係は、本法が施行されると、一般職に關しては、その効力を失ふことになるわけでありすが、そこで先刻からお尋ねの点でございすが、政令二百一十号が出た當時、従前においてなされたという、のとりきめなり協約で、政令二百一十号の趣旨に相反するものは、その後失効いたしましたことは御承知の通りであります。政令二百一十号の發布後もなお効力を存在しておる事項につきまして、本法が適用したあかつきにどうなるかという問題だろうと思ひますが、その点につきましては、本法の規定に違反しない限りなお効力を存続するというふうに解釈いたします。

○立花委員 政令二百一十号が出ます前に、合法的な労働組合として、なとりきめや協定をやつております。それが政令二百一十号によりまして、一時ストップされておるわけでありすが、この法律がでますと、そのストップは解除されるので、その際にこの政令二百一十号が出る前にやつておりましたものを、な既得権、これがどうなるのかということをお聞いおるわけ

です。

○藤井政府委員 効力がストップされておるのではございませんので、結局政令二百一十号の二項によりまして、この政令において定められておる制限に矛盾する、あるいは違反するすべての措置につきましては、失効をいたしておると解釈いたしております。

○立花委員 失効いたしましたものの具體的なものを、御例が願わないとわからないうちでございすが、たとえ賃金に關するとりきめでも、どういふ内容のものが失効するの、労働協約に關しては、それが内容的にも全然失効するの、労働協約としては効力はないが、一つのとりきめとして効力があるのかどうか、そういう点をひとつ具體的に御説明願ひたいと思ひます。

○藤井政府委員 政令二百一十号の第一條にございすように、拘束的性質を帯びた団体交渉権は否定され、またこれに伴う団体協約権は否定されたのでありますから、その意味におきまして団体協約権の規定に基いて結ばれたすべての措置は、失効いたすものと解釈いたしております。

○立花委員 それはあくまでも団体交渉権とかそういういわば協約の性格の問題でございまして、内容までは立至つてないと思ひますが、それが強制力のない申合せのものとしまして残つておるのが建前であらうし、また現実に残つておるわけでありすが、そういうものはボツダム政令の適用が除外されて、この法律が適用されません場合には、どういふ形でそれが有効になつて来るのか、この点をひとつ御答弁願ひたい。

○藤井政府委員 政令二百一十号の第一條の一項但書にございす、いわゆる拘束的性質を帯びない話合という、この但書の規定に基いてなされた事項につきましては、政令の精神に反しない限り効力を存続してゐるものがあると思ひますが、個々具體的の公共団体において、それらの事項が行われておるもので、今ここで具體的にどれが存続しておるか、あるいはどれが失効したかというような資料の持合せがないわけでありすが、

○立花委員 それではボツダム政令二百一十号が出ます前に、拘束的な団体協約としてありましたものの内容が拘束力をなくしまして、話合的なものとして残つておる場合、あるいは二百一十号が出たあとで二百一十号に認めておられます話合的な申合せ、こういうものの内容が、これが出た後も有効であるというふうに解釈してよろしゅうございすか。

○藤井政府委員 いわゆる拘束的性質を帯びた団体交渉権の結果に基いて結ばれた協約の内容は、これは本政令が出たと同時にその効力を失つておるものであります。その後におきまして、いわゆる拘束的な性格を帯びないもので、いわゆる話合的な性格に基いて何らかのとりきめが結ばれておるものならば、本法の精神に抵触しない限り効力を存続すると思ひます。

○野村委員長代理 立花さんにお願ひしたいのですが、大體においてこの逐條審議の前に、總括的な一般質疑を完了して、この逐條審議に入つておるわけで、立花さん外の委員は第二章

について大體完了いたしておるのですが、立花さんはその部分に對して殘部がある、こういうような観点から今御質疑を願つておるわけでありすが、質疑を願つておる一、二章の殘部の具體的事實に對して簡潔に御願ひいたします。他の委員の方々の質問通告も相當ございすので、他の委員の方々の質問もどうか御理解をいたして、御質疑を願ひたいと思ひます。

○立花委員 お言葉を返すわけではございせんが、私も、木村君もこの逐條質疑に入つていないの、はかにもまだ逐條質疑をやつておられない方も大分ございす。決して私一人ではありせんので、その点は誤解のないようにお願ひしておきます。

第一章の第一條でございすが、この第一條の第一項を法律として國家で制定しないことにつきましては、これにきめてありますことに関しましては、やはり國家が責任を持たなければいけないと思ひます。この点はどうかございまして、

○立花委員 だからこそお聞きしてゐるのです。この法律の要旨が書いてあるのですから、そういうことを國が法律で定めます以上は、國においてその責任を持たなくてはならないといふ、ひとつ具體的に申しますと、たとえば地方の公務員の福祉、利益の保護に關して、國も當然責任を持つべきである、私も考へるのでございすが、その点を具體的に政府として、どういふ責任をとつて行くか、

○小野政府委員 これは總括質問の際にも御答弁申し上げましたが、地方公務員法案は主としてわくの法律であり、根本基準を定めておるのでございまして、主體的な立場をとるものは地方公共団体でございす。法律は四でございすが、その保障なり責任なりは、地方公共団体というのでは、私はどうも納得できない。たとえ第一條にはこの地方公務員の「福祉及び利益の保護」ということをはつきり書いてございす。これを國の法律でどうはつきりとおきめになります以上は、これは地方自治体がかつてにやればよい

で、こういう法律は國で定めたが、おれたちは責任がないのだというので、これはあまりに一方的であるし、そういうことをやらせましては、地方自治体も困ると思ひます。ですから、その点の責任を政府はどの程度お持ちになる意思があるかどうか、お尋ねいたしたいと思ひます。

○小野政府委員 これは政府の責任云々の問題ではないに、この法律の目的がどこにあるかということ、この第一條では明らかにしておる次第であります。

○立花委員 ですからこそお聞きしてゐるのです。この法律の要旨が書いてあるのですから、そういうことを國が法律で定めます以上は、國においてその責任を持たなくてはならないといふ、ひとつ具體的に申しますと、たとえば地方の公務員の福祉、利益の保護に關して、國も當然責任を持つべきである、私も考へるのでございすが、その点を具體的に政府として、どういふ責任をとつて行くか、

○立花委員 個々の場合につきまして、国が責任をとる場合も起つて来るであろうというふうなことは、なほしに、こういう法律をおきめになり、しかも第一條ではつきりと地方公務員の「福祉及び利益を保護」するということを、お書きになつておるのでございす。これはこの法律の目的なのでございす。こういうことをお書きになつていふ以上は、やはり国としては、個々の場合はともかくといたしまして、一般的に申しましてやはりそれに対して責任をとるといふ覚悟ができてなければいけない。そういう熊勢のもとにのみ、こういう法律がつくられると思うのであります。また生きて来るだろうと思ふのであります。これをひとつ、個々の場合しやなしに、一般的な国または政府の責任として、どうお考えになりますか、これを伺いたい。

○小野政府委員 先ほどお答えいたしましたのは、一般的に申し上げた次第であります。

○野村委員長代理 立花君、重ねて申して恐縮ですが、質問の通告の人が数多いものですから、どうかなるべく簡潔に、スピードを上げて質疑を進行されませんと、適当なときに他の委員の方の言論も尊重しなければならぬので、そういうときにまたむりがあつてはいかぬものですから、なるべく了解をいただいて、要点だけ御質疑を願ひます。

○立花委員 むりをしないようにやりたいと思ひますので、慎重に聞いていゝるわけでは。

それでこの第一條の問題でございす。私どもこの立法は根本的には地方公務員の保護立法というふうに承つて

おりますが、第一條にはあまり明確にはその問題が出ていない。またこの法案全部を通じて、やはりこの問題がぼやけておる。第一條でさつき言ひましたように、「福祉及び利益の保護」が出ておりますが、具体的には出て来ない。その最も中心の問題である人事委員会の問題につきましても非常にぼやけておる、こういう問題があるのでございす。問題になつておる第一條におきましても、この法律の目的は「地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を保障し、もつて地方自治の本旨の實現に資することを目的とする。」とあつて、この法律の目的である点が特に強調されておるわけですが、しかも非常にりつぱな目的だと思ひますが、こういう目的を實現いたしますためには、どうしてもその目的實現に至る具体的な手段が、あわせてうたわれなければいけないのではないかとお考へるものでございす。この点非常に私も欠けておると考へるわけでは。目的のみに非常に重点が行つておりまして、これは悪用されまゝと、目的のためにせつかくうたわれております福祉及び利益の保護が、無視される傾向に行くのじやないか。いわゆる全体の奉仕者としてという非常にうわべは美しい言葉によりまして、福祉及び利益が蹂躪される危険があると思ふのでございす。せつかく保護法として立法をなさるのであれば、第一條には少くとも地方公務員の基本的人権を保護確立するということを、強くうたつていただきたいと思ふのでございす。この点につきまして、もう少しこれを第一條の中にお入れになる意思はないのかどうか、これをひとつ承りたい。

○小野政府委員 第一條はこの法律の目的を、できるだけ簡明に表わすようになつておりまして、その内容はそれぞれ各該当條項によつて、この法律を判断かつ適用して行くべきであらうと思ひます。現状のままで推移いたしまし場合におきましては、地方公務員制度は適当でないし、かつまた地方公務員の諸君も不安定な状態に置かれておる。政府としては、かような目的を持つた法律の制定によりまして、できるだけ地方公務員の身分取扱いにつきまして、確立した制度を持ちたい、かように考へておる次第であります。

○立花委員 この第一條の精神を貫いておられますのは、私もよく味つております。どうも地方公共団体と、地方公共団体の職員がつくり出す労働組合とは、どうも両立しないというものが根本的な考え方だと思ふのでございす。自治庁の方では地方公共団体と労働組合とは両立しないというふうなお考えを持つておられるものか。またそれをお持ちだとすると、今までのどういふ具体的な事例によつて、職員組合と地方自治体とが両立しないのか、これをもう少し御説明願ひたいと思ひます。

○小野政府委員 現行国家公務員法の精神なり、あるいはその他の制度から考へまして、かような目的を持つた法律を制定することが妥当であると、かように考へた次第であります。

○立花委員 それからもう一つ第一條について聞いておきたいと思ひます。は、御承知のように、新しい憲法では地方自治のため新しい章が設けられま

して、地方の自治を認めておるわけなのでございす。おとといの合同審議におきましては、浅井人事院總裁は、福祉及び利益の保護という問題については、大体地方は中央の人事院になつてやるのだから、たいした手数ばかりかかるといふことを言つておられるのでございす。これは非常に画一的な、中央統制的な、かつての内務省が全国の都道府県市町村を統括しておりましたような形になつて行くのではないかと、特に人事、給与、そういう面でそういう形が出て来るのではないかと。御承知のように、一萬幾つに達します全国のさまざまの市町村に対して、画一的に、人事院に上にならえて、人事や給与をやらせましては非常に困ると思ふ。最近の傾向としては、やはり給与が非常に画一的になされようとする傾向があります。今までせつかく労働者が闘いつて参りました地域給の問題にいたしまして、あるいは寒冷地給の問題にいたしまして、非常に全国的に平均化されて、むしろそういうものがなくなろうとする傾向にあるわけなのです。この際、浅井人事院總裁のように、地方にできず人事委員会あるいは公平委員会、すなわち地方公務員の福祉及び利益の保護に任じますものが、單に中央になつてやられては、この問題は地方公務員にとりましては、重大な問題だと思ふのでございす。このことは最初に申し上げましたように、地方の自治をそこなうことにもなつて参ります。ひいては憲法の精神にも反して来るだろうと思ふ。こういう問題で、この第一條において書かれております「福祉及び利益の保護」に關しま

して、そういうことにならないというお考へがあまりでございす。またそうだとすれば、何をもう一つのことと保障されるかということをもひとつ承りたい。

○小野政府委員 第一條をごらんになれば明らかのように、本法の目的が究極におきまして、地方自治の本旨の實現に資することであるということになつておるのであります。もとよりこの法律案の考へ方が、各種各様の地方公共団体の自主性を尊重するといふところに重点が置かれることは、ここで多言を要しない点であらうと思ふのであります。国家公務員制度が確立されております現段階におきまして、地方公務員の制度を打立てて行きます場合に、長をとり、短を補うといふことは、けだし適切な措置であらうと考へます。

○立花委員 しかし従来のいろいろな例で見ますと、地方の自主性を尊重すると言ひながら、実は地方の自主性が少しも尊重されてない。たとえばこの間私どもの委員会でも決定いたしました地方税の問題につきましても、大体これは地方の議会の決定によつて地方の條例をつくつて、その上で地方住民が納得するやうな形で、地方住民みずからが民主的に決定してやるのだ、だから安心してというふうなお話だつたのでございす。実際にはそうは行われておりません。これは私非常にびっくりしたわけなのですが、自治庁から地方税法の準則というものをお流しになる。県庁ではその県下の市町村の部数だけ再プリントいたしまして、それを県庁から市町村へ流しまして、そ

して、地方の自治を認めておるわけなのでございす。おとといの合同審議におきましては、浅井人事院總裁は、福祉及び利益の保護という問題については、大体地方は中央の人事院になつてやるのだから、たいした手数ばかりかかるといふことを言つておられるのでございす。これは非常に画一的な、中央統制的な、かつての内務省が全国の都道府県市町村を統括しておりましたような形になつて行くのではないかと、特に人事、給与、そういう面でそういう形が出て来るのではないかと。御承知のように、一萬幾つに達します全国のさまざまの市町村に対して、画一的に、人事院に上にならえて、人事や給与をやらせましては非常に困ると思ふ。最近の傾向としては、やはり給与が非常に画一的になされようとする傾向があります。今までせつかく労働者が闘いつて参りました地域給の問題にいたしまして、あるいは寒冷地給の問題にいたしまして、非常に全国的に平均化されて、むしろそういうものがなくなろうとする傾向にあるわけなのです。この際、浅井人事院總裁のように、地方にできず人事委員会あるいは公平委員会、すなわち地方公務員の福祉及び利益の保護に任じますものが、單に中央になつてやられては、この問題は地方公務員にとりましては、重大な問題だと思ふのでございす。このことは最初に申し上げましたように、地方の自治をそこなうことにもなつて参ります。ひいては憲法の精神にも反して来るだろうと思ふ。こういう問題で、この第一條において書かれております「福祉及び利益の保護」に關しま

して、そういうことにならないというお考へがあまりでございす。またそうだとすれば、何をもう一つのことと保障されるかということをもひとつ承りたい。

○小野政府委員 第一條をごらんになれば明らかのように、本法の目的が究極におきまして、地方自治の本旨の實現に資することであるということになつておるのであります。もとよりこの法律案の考へ方が、各種各様の地方公共団体の自主性を尊重するといふところに重点が置かれることは、ここで多言を要しない点であらうと思ふのであります。国家公務員制度が確立されております現段階におきまして、地方公務員の制度を打立てて行きます場合に、長をとり、短を補うといふことは、けだし適切な措置であらうと考へます。

○立花委員 しかし従来のいろいろな例で見ますと、地方の自主性を尊重すると言ひながら、実は地方の自主性が少しも尊重されてない。たとえばこの間私どもの委員会でも決定いたしました地方税の問題につきましても、大体これは地方の議会の決定によつて地方の條例をつくつて、その上で地方住民が納得するやうな形で、地方住民みずからが民主的に決定してやるのだ、だから安心してというふうなお話だつたのでございす。実際にはそうは行われておりません。これは私非常にびっくりしたわけなのですが、自治庁から地方税法の準則というものをお流しになる。県庁ではその県下の市町村の部数だけ再プリントいたしまして、それを県庁から市町村へ流しまして、そ

して、地方の自治を認めておるわけなのでございす。おとといの合同審議におきましては、浅井人事院總裁は、福祉及び利益の保護という問題については、大体地方は中央の人事院になつてやるのだから、たいした手数ばかりかかるといふことを言つておられるのでございす。これは非常に画一的な、中央統制的な、かつての内務省が全国の都道府県市町村を統括しておりましたような形になつて行くのではないかと、特に人事、給与、そういう面でそういう形が出て来るのではないかと。御承知のように、一萬幾つに達します全国のさまざまの市町村に対して、画一的に、人事院に上にならえて、人事や給与をやらせましては非常に困ると思ふ。最近の傾向としては、やはり給与が非常に画一的になされようとする傾向があります。今までせつかく労働者が闘いつて参りました地域給の問題にいたしまして、あるいは寒冷地給の問題にいたしまして、非常に全国的に平均化されて、むしろそういうものがなくなろうとする傾向にあるわけなのです。この際、浅井人事院總裁のように、地方にできず人事委員会あるいは公平委員会、すなわち地方公務員の福祉及び利益の保護に任じますものが、單に中央になつてやられては、この問題は地方公務員にとりましては、重大な問題だと思ふのでございす。このことは最初に申し上げましたように、地方の自治をそこなうことにもなつて参ります。ひいては憲法の精神にも反して来るだろうと思ふ。こういう問題で、この第一條において書かれております「福祉及び利益の保護」に關しま

して、そういうことにならないというお考へがあまりでございす。またそうだとすれば、何をもう一つのことと保障されるかということをもひとつ承りたい。

○小野政府委員 第一條をごらんになれば明らかのように、本法の目的が究極におきまして、地方自治の本旨の實現に資することであるということになつておるのであります。もとよりこの法律案の考へ方が、各種各様の地方公共団体の自主性を尊重するといふところに重点が置かれることは、ここで多言を要しない点であらうと思ふのであります。国家公務員制度が確立されております現段階におきまして、地方公務員の制度を打立てて行きます場合に、長をとり、短を補うといふことは、けだし適切な措置であらうと考へます。

念のためにもう一度聞いておきたいと思いますが、実は去年でございましたが、地方で定数條例を出せというので、何か全国的にやられました。これで大分地方の公務員は首にされました。私も神戸の市役所におきましても、数十名の者がこれで首切られたわけです。当委員会でも取上げていただきました。関東、関西に調査団を派遣したわけでございますが、これも地方の議会の自主性で定数條例をつくつたという形にはなっておりますが、実はまつ上から押しつけられてまして、市長や知事が、いやでもおうでもやらなければならぬということを押しつけたわけです。私も神戸市役所の助役に調査団として会いましたが、そのときに、もうこういうことはこり／＼だ、二度とこういうことは、たとえ上から持つて来ても、こんなことはやらないということと言っているわけなんです。こういう形で実は地方公務員が首を切られたわけなのでありますが、こういうことをまた地方自治庁でやりになろうと思つておられるかどうか。これは実際の問題でございますが、しかも当面また二度目の行政整理が始めております。非常に切実な具体的な問題でございますのでお聞きしておきたいと思う。特に年末を控えまして、社会的な情勢が悪化の一途をたどつておりまするさ中に、この首切りの問題が、去年のような形で出て参りましてはたいへんでございますので、この第一條の利益を守るといふ建前で、そういうことをおやりになるのかならないのかということ、ひとつ確かめておきたいと思ひます。

○小野政府委員　目下のところさう

な考えは持つておりません。

○立花委員　それから第一條につきまして、最後の御質問といたしたいのでございますが、さいぜんもお聞きしたのですが、労働組合と地方自治体とが両立しないというお考えでございませう。今までの日本の軍国主義的な、中央集権的な行き方をなくしますためには、どうしても日本の民主化をやらなければならぬ。それにはどうしても働く者の権利を主張し、労働組合あるいは農民の組合等を育成して行かなければいけない。こういう建前だと思ふ。従つて自治庁がこの第一條の目的に掲げておられます地方自治の本旨の實現、地方自治の民主化、これは日本全体の民主化の基礎である労働組合の育成、助長という問題とは、決して対立しないと思う。これを対立するとお考えになるところに、根本的な考え方の矛盾があるのではないか。自治庁はどういうところから、この日本の民主化の基礎であり、推進力である労働組合の運動と、地方自治とは両立しないとおきめになつたのか。おそらくこれはあなた方がきめたのではないだらうと思ひます。どこかの勧告か示唆かと思ひますが、この考え方を改められる意思はないかどうか、私はこれをお尋ねしたいのです。おそらくこれはお答えできないだらうと思ひますが、お答えできないければ、これは日本人としての良心的な再批判をお願いしておきたいと思ふ。これは全体と個々との関係になります。やはり自治体を民主化し、地方の自治を確立しますためには、まずその仕事をやります地方公務員自體が民主化され、あるに自治的訓練を受けておりませんと、私は決して終

局の目的である地方の自治も、地方の民主化も行われたいと思う。これは根本的な問題であります。さいぜん申し上げました具体的な問題はともかくといたしまして、最も根本的な問題で、私の言いましたように、地方自治の民主化はやはりその任に当ります地方公務員は民主化と両立するもので、むしろ地方公務員の民主化がなければ、地方自治の実現に阻害があるという考え方を認められるかどうか、御返事を承りたい。

○小野政府委員　私は地方公務員の置かれておる地位なり、あるいはその本質から考えましてこの地方公務員法案によつて考えられておりますその線に沿うての民主化が、適當であると考えております。

○立花委員　これは議論になりますからやめたいと思いますが、とにかく公務員の自由を剝奪しておいて、公務員を非民主的な立場に置いて、地方自治の民主化ができるとは、これは本によつて魚を求むる類でございまして、おそらくこの第一條にお書きになつておるこの目的は、実現できないだらうと思うということを明言しておきます。

それから第二條に移りたいと思いますが、第二條では、この地方公務員法の優先がうたわれております。しかも私はこの條文はいらないじやないかと、今までにおきましては法律上の通念といつたしまして、新法は旧法を優先する、あるいは特別法は一般法に優先するといふことは、これはもう常識なんです。法律を扱います以上は常識です。どうしてこれを事新しく第二條としてここに追加になつたか。御承知のように、法律は法三章と申しまし

で、きつたけ簡潔にする必要があるわけです。今言いましたように、ほとんど常識とも言うべき通念を事新しく第二條にお加えになつた理由が、われわれにはわからない。悪く解釈いたしますと、こういうものを特にお書きになつたのは、鬼面人をおどかすと申しますか、地方公務員法はひどい法律だぞ、お前たちが悪いわけで、地方公務員に對しまして精神的な威嚇を加えておるといふふうに感ずるわけでありますが、そういう趣旨で第二條をおつくりになつたかどうか、お聞かせ願ひたい。

○藤井政府委員　これは立花さんが言われるように、別に職員を威嚇するよきな目的で書いておるのでないことと申すまでもないのであります。ただ御指摘がございましたように、いわゆる後法優位の原則というのは、從來から認められて来た法律適用上の原則たることは、お話の通りであります。その意味におきましては第二條は当然のことを規定しておるにすぎないとも考えられるのでありますが、このような規定を特に設けましたのは、地方公務員法が地方公務員制度に関する根本基準に關しまする基本法律である。かつ地方公務員制度に關する最高の法用であるといふことの特質にかんがみまして、これを明からに宣言いたしましたことが適當と認められたからでありますし、なお本法が人事行政に關しまする従来のいろ／＼な旧弊と申しますか、従来の制度を一掃いたしました、新しい構想のもとにおける制度を打ち立てて行くという場合におきまして、いろいろ旧制度に由来する困難、あるい

は抵抗というよりなものを、排除しなければならぬという点に、おそれられまうので、それらの点に、かんがみまして、自明の理とも思われまうけれども、本法の特質からかんがみまして、明確にいたさうという趣旨に、かならないのであります。なおこの点につきましても、国家公務員法についても、この種の規定が置かれており、まことにこれを加えておきたいと思ひます。

○立花委員 私どもはその国家公務員法自体が氣に食わない。それはともかくとして、国家公務員法にあるからこれの第二條が正当づけられるということにはならないのであります。すなわち、新しい資本主義の統治機構におきましては、三権分立になつております。従つて各法律間の優先、あるいはその他の問題、あるいは法律の効力につきましても、裁判所自体が決定することになつておるはずである。これは法律として第二條で特にうたふ必要はないのみならず、三権分立の建前から申しまして、たくさんあります法律の効力をきめ、どちらが優先するかというのをきめ、あくまでも裁判所の仕事でありまして、これを法律の中で特に條文を設けておきめになる必要はないと思ひます。また、このことをなさいましたことは、三権分立の混淆になるのではないかと、このうふに考へます。それで、そのこととお知りの上でこの二條をおさうくお出しになつたのだと思ひますが、さうだとすれば、さいぜん申し上げましたように、これは地方公務員を精神

的に威嚇するものであり、しかもこの法律が確立的な法律であるということ、第二條は最も明確にしておりまうので、ぜひこの第二條は削除したいと思ひますが、第二條を削除する御意思が、ありますかどうか。ひとつお聞かせ願ひたいと思ひのであります。

○小野政府委員 第二條につきましても、先ほど藤井政府委員から御説明を申し上げた通りでありまして、削除する意思は持つておりません。

○立花委員 それから第三條でございすが、第三條はこの間の委員会あるいは合同審査会におきましても問題のありましたところをございまして、これは一つ慎重に時間をかけてやりたいと思ひます。と考へるのをごいしますが、ひとつ一般的などところから聞いて参りたいと思ひます。

地方公務員の職務は一般職と特別職にわけてあるのをごいしますが、何を基準にしてこれをこういふふうにおわけになつたのか、これをまずひとつ明確に詳細にお示し願ひたい。

○藤井政府委員 一般職と特別職をわけました理由についてであります。まずこの法案におきましては、特別職というものを規定いたしました。それ以外の地方公務員の職務は、これを一般職といふことにいたしました。これを一般職と特別職の区別は、別の考へ方から参ります。ならば、一般職といふのは、この法律でそれを実現しようと思つておられます新しい公務員制度の適用の対象として適當なものであるかどうかということ、基準にしてわけられておるのであります。都道府県の

場合におきましては、いわゆる職階制を適用して参ることが、適當であるかないかということが基準になるわけでありまうが、それはただ都道府県等に於いて當てはまるわけをございまして、今申し上げましたように、一般職に本法において実現をいたさうと思つておられます新しい制度といふもの、対象となすことが、適當であるかどうかというのを基準にいたしまして、特別職、一般職の区別を設けたわけでありまう。

○立花委員 そういたしますと、これは一般職、特別職というふうな特別の何か違いがあるわけではなくして、地方公務員法をつくるにつぎまして、地方公務員法を當てはめたいか悪いかということ、基準としておきめになつたといふふうに解釈してよろしゅうございませうか。

○藤井政府委員 抽象的にはそういうことにならぬのであります。實質的には、いわゆる行政事務、行政事務といふのは、広い意味の地方公共団体が行う事務の担当といふことであります。さういふ意味におきまして、行政事務の専門家、専門の公務員といふものを対象としたわけでありまう。

○立花委員 これは地方公務員法を當てはめたいといふ基準だとおつしやいませうが、その基準は一体何に基いておきめになつたのか、これをひとつお聞かせ願ひたい。

○藤井政府委員 基準は本法において打立てようとしておられます新しい公務員制度の基準であります。

○立花委員 それをもう少しのみ込めると、ひとつ具体的に示しを願ひたい。

○小野政府委員 この法律は根本の基準を定めることになつております。また、特別職、一般職の区別の仕方につきましても、御理解が行けるかと思ひましたので、この法律案が制定されましたあかつきに、かような基準によつて処置されるだろう、かういふことにならうわけでありまう。

○立花委員 この地方公務員法を當てはめたいものを特別職にしてあるわけでありまう。

○藤井政府委員 原則的にはさうであります。

○立花委員 そういたしますと、これは第四條補則の五十七條で、地方公務員法を當てはめられない地方公務員が、たくさんおられるわけでありまうが、これをなぜ特別職にお入れにならなかつたか、これをひとつ聞きたう。

○小野政府委員 それは地方公務員だけれども、その職務と責任の特殊性に基いて特別を設ける、かういふことになつておるわけでありまう。

○立花委員 しかし特別職も一般職も、これは地方公務員にかわりはないわけでありまう。

○小野政府委員 第五十七條の職員とは一般職であります。

○立花委員 一般職はわかつておるのですが、五十七條は地方公務員法を當てはめられないものがあるわけでありまう。○小野政府委員 當てはめられないものは対象にいたしてありません。

○野村委員長代理 立花さん再三恐縮ですが、決して立花さんの発言を輕視するわけではありませんが、今の質疑応答のスピードであります。おそれられまうので、第二條まで行くだけで容易ならぬと思ひます。従つて、残余の質問はまたお願いすることにしたと思ひますが、途中でどなたかの方にお願いすることにならなければならぬと思ひます。なるべく御整理いただいて御進行願ひます。どうです、やりますか。

○立花委員 私あとでやつてもけっこうです。

○野村委員長代理 おさしつかえなかつたら、他の方にやつていただきたく。

○立花委員 では私は保留いたしておきます。

○野村委員長代理 それでは久保田鶴松君。

○久保田委員 私も同じことなんです。が、まず先に地方公務員法の根本的な問題であります地方財政の問題から、お伺ひしたいと思ひます。平

衡交付金は三十五億に減らされました。ところがそのうち七十億を年内に返させるのだといふような話でござい

ますが、この七十億をどう返させるか、これをどう返させるか、お気持な

○久保田委員 それからの三十五億の平衡交付金の中で、各府県と申しましようか、中にはこの交付金をもらえない府県と申しましようか、さやうなところがございますか。

○小野政府委員 今回の補正予算におきまして、三十五億増額いたしました場合における配分の問題であらうと思ひますが、その場合におきましては、財政需要と財政収入を勘案いたしまして、一般の算定基準によつて、あるいはこれを交付しなくて済むやうなところも生ずるのではないかと考へております。

○久保田委員 あいまいな御答弁であります。これは一応地方財政上の問題で重大な問題だと思ひますので……

○久保田委員 どうしたと申す者あり。今関係筋の方へ行かれておるので、出席を求めておるのですが……

○久保田委員 私それではこれは財政上の非常に重大な問題ですから、国務大臣が来られてからお伺いすることにしたいと思ひます。

○門司委員 財政の問題ですが、実は私大臣がおいでになつたらお聞きしようと思つておるのですが、きのうの例の予算委員会、岡野国務大臣の発言は、きわめて重大なものでありまして、この委員会においても、あるいは予算委員会においても、昨日までは財政その他のことについては、自分は単に財政委員会との間に内閣とその他の調整をするのだ。閣議には出席はするが、しかしそれはどこまでも調整である。ことに予算委員会での答弁の中には、メッセンジャー・ボーイみたいな

ものだといふやうなことで、実は言われておるのでありますが、それでは閣議における地方財政の責任の所在は一体どこにあるか、どの大臣がこれを所管するのかと聞かれたときに、それはやはり私だといふやうなことを言つておられるのであります。こうなつて参りますと、だれがほんとに地方財政の問題を処理する権限といふことが、われ／＼として非常に疑わしいのであります。従つて地方財政の問題はきわめて重要でありまして、ぜひひとつその点は大臣がおいでになつて明確にしたいだいて、そして閣議において大臣が、地方財政委員会の要求を、責任をもつて當られておるとすれば、法律上の問題といつたしましては、地方財政委員会、岡野国務大臣の所管ではありませんが、しかし所管でないといつても、閣議との関連において、岡野国務大臣が單なるメッセンジャー・ボーイではない、責任をもつてやるというところに最後に訂正をされたやうになつておられますので、そうなつて参りますと、今までの発言といふものはきわめて微妙でありますので、責任のないやうな、あるやうな人を相手にして議論をいたしまして、実際の議論といふものは効果的ではあるんないと思ふ。従つてその間の事情を十分私どもが知り得るやうに、財政の問題についてはぜひ岡野大臣にその点を十分たゞして、そして責任のある答弁をしてもらう。單なるメッセンジャー・ボーイがここで答弁をしておつたのでは、われ／＼はそれを政府の意見として、ここで議論するといふわけに行きません。従つて財政委員会の

委員長もここにおいてを願ひまして、いづれが一体内閣に対してほんとうの責任を持つておられるのか、この点を明確にしておきませんと、私ども財政に對する質問は責任のない人に答弁をしていただきたところで、いかにもしかたがあらまけんから、そのつもりで委員長は委員長として岡野国務大臣の出席を、あるいは地方財政委員会の委員長の出席をしていただきまして、そして内閣の上に地方財政の意見といふものがどのように取入れられ、どこで処理されるかといふことを、私どもとしては明確にしておきたい。地方財政が非常に今日まで投げやりになつたと言つては言い過ぎかも知れませんが、これはだゞウエートが薄かつたことは、かういふところに大きな欠陥があるのではないかと。單に大臣の言葉じりをとらえて文句を言うのではなくして、實際本質上の問題を研究して行きたいといふやうに考へておりますので、この点を一応含んで地方財政委員会の委員長にも、ぜひ御出席を願ひたい。

○野村委員 長代理 ただいまの門司さんの御意見ごもつともでございますので、さつそく連絡をとりまして御報告申し上げることにいたしますから、御了承いただきた。どうぞ門司さん、御都合もござりますやうですから、大臣なり財政委員長が出るまで、ひとつ逐條審議の続行をお願いしたいと思います。

○門司委員 断つておきますが、十三條まで一応やつておりますが、十三條から先の中にも、当然さういふ問題があるものであります。やはり財政の問題に觸れるのであります。これを逐條審議に入つて参ります前に、私は一

應当局の意見を聞いておきたいと考へておるのであります。これは当局も十分お聞きになつたことだと思ひますが、過般の公聴会において、神奈川県知事の内山さんがここにおいてになりまして、この法律は、實際はわれ／＼に對する法律的根拠を興えるという効果はあるが、その他のことについては、私どもは反対だといふやうな趣旨の御演説があつたのであります。地方長官の内山さんは、十分打合せの時間がなかつたので、あるいは内山個人の意見になるかも知れないといふ意見でありましたが、少くとも内山知事は、大體都道府県知事という側の代表者として、ここにお呼びになつた私は解釈をするのであります。そういたしまして、知事會議においてこれが決定的な意見ではなかつたとは申しまして、大體知事會議の意見の総合として考へることが常識的ではないか、といふやうに実は考へるのであります。そうなつて参りますと、この法律案はさつき申しましたやうなことだけが効果があつて、その他のものについては、はなはだ迷惑だといふやうな言葉があつたのであります。この点を一併提案者は御了解願ひるかどうかといふことではあります。

○小野政府委員 内山知事が、この公聴会で公述いたしました際に、私も聞いておつたのであります。ただいまの門司さんのお話だけではなかつたやうに、私は印象を受けておるわけでありまして。さういふやうな言葉もあつたことは私も聞いております。ただこれは内山知事が理事者という立場からの見解の表明であらうかと思ふのであ

りまして、内山知事が断つておりますやうに、おそらく内山知事自身の所見が、相當加味されておるのではないかと考へておるわけでありまして。この法律案の考へ方から申しますと、ただいまお話になりましたやうなことだけをやつたために、立案しておるといふ趣旨ではございません。

○門司委員 その際にさらに内山知事はかういふことを言つております。財政の問題はあとで聞くといつたしまして、人事の關係について、知事は寄木細工の上に置かれるやうなものだ。その理由は自分の使ひ——といふと語弊がありますが、下部組織である職員を選考する、あるいは採用する場合に、他の機關において選考される、あるいは採用試験等が行われる。そうして採用者名簿等が出される。

〔野村委員 長代理退席、河原委員 長代理着席〕

それによつて人を得るということになると、非常にこれはきつちやうなものである。ただちに自分の欲するやうな人は得られないといふやうなことを言われておるのであります。さらにそれに付け加えて内山知事は同時にまた、自分で使つておる県庁の職員が間違ひを起した場合に、それは人事委員會の採用試験に合格した者を採用したのであるから、人事委員會の責任であつて、自分は責任を負わないといふ言はない。どうしてもそれは上部にある知事がやはり責任を負わなければならない。責任は負うが、人の採用にあつたのは、他の機關が採用の規定をちやんとこしらえて来る、おぜん立てをして来る、かういふことになると、一体知事の権限といふものが、責任だけ

は非常に大きく背負わされるが、採用にあつては、非常に狭い範囲で人を採用することになる。もしこれを広い範囲で求めようとするれば、他の府県の採用試験に合格した者を調べるか、あるいは国家の試験に合格した者を調べるかというやうなことで、非常に長い間その席を空席にしておかなければならない。ことに重要な部長、いわゆる秘書とは申し上げられませんが、機密に属します知事の持つておられます施策の企画に参画いたしまするそれらの重要な人物が、そういうことで決定しなければならぬということになりますと、まったく人事の運用は困難になる。同時に先ほど申し上げておきますように、責任だけは背負わされて、そうして選挙はほかにまかされるといふやうなことで、とうていわれわれの承認しがたいところであるという御意見があつたのであります。これに對する起案者の御見解を承りたいと思ひます。

○小野政府委員 今同考えております法律案の建前は、人事機関を設けまして、一応人事行政の大わくをきめまして、その大わくを基礎として、任命権者がその権限によつて任命権を行使する、こういうふうな建前をとつておるわけでありませう。従ひまして任命権者が全部の人事行政を行つておる現行の制度とは非常に異なつて来ることは、多言を要しない点であるのであります。が、現行の制度と、今同考えられておるところの新しい地方公務員制度とこれを比較いたしますと、内山知事のような立場からの批判が出て来ることも、必ずしもむりではないと思ふのであります。やはり任命権者は任命

権者としての権限もあるわけでありませう。この間の連絡をとつて参ります場合には、任命権者のみに責任が過重に負担されるということにはならないのではないか、かように思ふのであります。内山知事から、その立場においての御意見も伺つたのであります。けれども、今同考えられております地方公務員制度そのもののから申しますと、内山知事のやうな見解も、出て来るであらうと思ふわけでありませう。

○門司委員 今の御答弁であります。が、実際にこの法を運用するのは起案者ではありません。これは都道府県知事が、あるいは市町村長がこの運用に最も責任があつてそれに當るのであります。従つて知事の意見というものは、私は相當この法案の審議の上には重要視されなければならぬと考へて、従つてこの法案に對しましては、先ほどから申しますやうなことを実はお聞きしたわけでありませう。當局はそういう点について、これは一番先の振舞ひ出しに属するのであります。この法案は各方面と云つて、折衝してこさえたのであります。が、知事あるいは市町村長の御意見が、どれだけこの中に入り入れられてこさえられたかというところの経過を、もし御報告願えればけっこうだと思ひます。

○藤井政府委員 知事、市町村長側の、主として理事者側の意見をどのようにに参酌したかということをごさいます。が、この点につきましては、過去三箇年ばかりこの法案の立案に着手してから、年月を経過して参つたのであります。が、ある段階ごとに法案がでまし

た際、その都度いろいろの機会をつかまえて、一応この法案の事務当局の考え方、構想というものを述べ、ずつと話を参つて来ておるのであります。事務当局案ではございますが、案ができましたれば、たとえば知事會議、市長會議、町村長會議等には送附いたしましたし、また都道府県の県總務部長會議あるいは人事課長會議、知事會議等にももちろんございませう。そういう席上にもこれらの大体の構想を話しまして、常にそれに対する意見も求め参つて来たのであります。理事者側といたしましては、今政務次官から御説明がありましたように、やはり新しい、人事機関と申しますか、こういう人事行政機関がございませう。これは、現状より比較いたしますれば、一種の任命権に対する制約でありませう。これはその通りと言わざるを得ないわけでありませう。しかしながら任命権者の任命権をある程度制限をいたしまして、そこに一定のわくを設けて来る。具体的に申せば、職員の採用をいたるに際しましては、職員採用をいたるに際しましては、試験をした者を任用候補者名簿に記載をいたしまして、一名について高次順位位の五人の者を提示して、五人の者から選ぶということになつて参るわけでありませう。その意味においては制限を受けることになるわけでありませう。従つてそういう面からいまして、理事者側が、何か不当な任命権に対する制約が、この公務員法によつてなされるやうな考え方をいたすことも、一応考えられることであると思ふのであります。しかしながら任命権の行使が無制限に放任にまかされた恣意的に行われまことを防止い

たしまして、そしていわゆるスポイル・システムと申しますか、情実任用のやういふものが入つて参ります根源を絶つことによりまして、新しい理念に基きます成績本位と申しますか、能力実証主義に基きます制度を、取入れて参らうということが公務員法の精神であるわけでありませう。しかしながら理事者側の意見につきましては、そういう根本的な事項については、これを取入れることのできなかつたものでございませうけれども、その他の事項につきましては、ある程度においてたとえば人事委員会規則につきましては、人事院の場合には、それ人事院規則で定める事項が非常に多くなつております。ことに對しまして、條例で定める事項を多くする、そういうやうな事項等につきまして、理事者側の立場というもので、十分参酌いたしましたつもりでおるのであります。

○門司委員 今の御答弁であります。が、もし知事會議あるいは總務部長會議等に、十分そういうお話がなされておるとすれば、私は内山知事からあつた意見は出ないと思ふのであります。内山さんは御存じのやうに、都道府県知事會議では、今会長はどなたがおやりになつてゐるか知りませんが、居住の關係も東京に近いところから、大体知事會議の世話をしておる人であるといふことは、はつきり申し上げてもさしつかえないと思ふ。そういう知事會議としては、きつめて重要な地位におります内山さんが、もし事前に先ほどの御答弁のやうな打合せができておつたとするならば、ああいう意見は出ないはずだと思ふのであります。その経過は、

あなたの方ではあるいは御相談であつたかも知れないが、知事側の方では單にこれは承つておくと云ふやうなつもりではなかつたかと、われわれは考へておりました。この間の総合的な調整というものは、この法律をこしらへる場合には、私は誠意をもつてこれを見るわけには参らぬのであります。ことにいろいろ言われております。が、地方の自治体は御存じのやうに、ほんとうに自治の運営をやつて行きます関係から、單に国家の公務員と違ひまして、實際上のその地方の状況に明るい人が、最も好ましいものであります。人情風俗に最も適した人が、地方の自治体の行政の運営に當るといふことが、私は最も適當だと考へる。いわゆる地知事が公選になりましたのも、そこに最も大きな原因があると思へる。こののであります。こういうことを考へて参ります。單にこれが試験制度の上だけで得られるということとは、その自治の運営の上に円満性を欠くのではないか、ことに地方の小きな町村に行きますと、今日日本でも村長以下五人ぐらいの役場があるのであります。村の総人口が千人に満たないやうな所もある。そういうところまで、それが画一的な法律で定められて参ります。どうしても試験制度というやうなものにとられるといふことは、非常にきつてくつたものができるのではないか。これは知事ばかりではないと思ふ。ことに町村長のごときは、この法律がそのまま適用されて来ると、困難が必ずできて来ると思ふ。多少の選考という道は開かれておると思ひますが、原則がこういうことになつておりますと、地方ではなか／＼人を得るに

困難ではないかということ、同時に先ほどから申し上げておきますようの地方に、行政があまりにも機械的に運用されるといふことは、地方自治行政の上に、円満性を欠く一つの原因をこしらえるものではないか。いわゆる役所が再び昔の官僚の役所にもどる危険性をここに持ちほしくないかというように、私は考えるのであります。この点を非常に憂えておりますので、先ほどから打合せは十分できているかというところを、申し上げたわけでありまして、ただいまの御答弁で、ただ単にこれを知事會議そのほかで開かれたという点だけでは、とても承服はしないのであります。市長會議あるいは町村長會議というふうな、最もこの法律の影響を大きく受ける方面の意見というものが、やはりこの中に十分織り込まれていくべきではないかと考えておるのであります。こういうことをいつまでも議論しておつても始まりませんので、私は十二條まで一応この前終つておきますから、ただちに十三條の質疑に移りたいと考へます。

十三條の規定は御存じのように憲法の十四條の規定に十分触れて行く規定ではないかというように私は考へておりますが、この憲法の十四條の解釈を一体どういふふうになされておるか。これにも憲法と同じような「人種、信條、性別、社会的身分若しくは門地」という文字は使つてあります。が、最後に「政治的所屬關係によつて差別されてはならない。」と書いてある。しかもその中に、日本國憲法施行後における國をくつがえさんとするやうな団体というふうな、いろいろ／＼なことが書いてあるのではありませんか、これがここに当てはまると私は考へるのではありませんか、この憲法十四條との關係は、どういふふうに當局はお考へになつておられますか。

○藤井政府委員 御指摘のように憲法十四條の第一項には、國民は人種、信條等によつてその政治的、經濟的または社會的關聯において差別されないといふふうに規定されておるのであります。公務員關係におきましても、この憲法の規定中にございまして「政治的、經濟的又は社會的關聯」その中に解釋論としては當然含まれることに相なるといふふうに思ふのであります。けれども、言葉の解釋上、もしもそのいづれにも公務員關係が入らないといふやうな誤解を生ずるおそれ、万が一にもあつてはならないと考へまして、ここに再び明らかにその点を宣言をする必要があると認めましたのと、今日現實の問題として政治的、政治的意見なり、あるいは政治的所屬關係によつて、差別待遇をしてはならないといふことが、特に重要な意義を持つことでもございまして、憲法に列記せられし諸條件に次いで、公務員關係を附加することとした次第であります。なお本法は地方公務員の身分取扱いについての画期的な基本法規であり、公務の平等取扱いという大原則が、一つのねらいと相なつておりますので、その大眼目をここに明記いたしました。憲法の大きな精神を再確認いたしますとともに、これを強調しておくことを、適當と考へた次第であります。

○門司委員 今の答弁であります。私は憲法の十四條の平等の取扱いも、今の説明では納得しがたいのであります。

ことに憲法二十八條の解釈であります。これは次の項で聞けばいいのであります。この法律と憲法との關係になりますので、特にこの機會に聞いておきたいと思ひますが、御承知のように憲法の二十八條には、労働者の團結、団交権あるいはその他の行動が保障されておるのであります。従つてこれの關をどういふふうにご考慮なされておるか。それからさらに、立つたついででありますから、もう一つ聞いておきますが、十九條の思想及び良心の自由であります。この二十八條と十四條と十九條、この三つの憲法の條章と、本案十三條との關連をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小野政府委員 十三條の説明につきましては、藤井政府委員からお聞き取りの通りであります。また憲法十四條及び二十八條の御質問でございまして、これはこの地方公務員法案を提案いたしました以来、御質疑の際にも触れて参つたのであります。要は地方公務員たる本質から考へまして、もちろん憲法において保障されております集会、結社その他の權利、あるいはまた十四條の差別待遇をしないというやうな基本的な原則につきましては、ただいま十三條の点で申し上げた通りであります。二十八條における労働者の團結権あるいは団体交渉、その他の団体行動をとる權利、こういう点につきましては、労働法上の建前によらないで、地方公務員につきましても、この地方公務員法をもつて、その基本的な規律の原則を立てることにいたしましたわけでありまして、この点はこれまで幾度か御説明をいたしておりますが、地方公務員の持つております地位なり、本質なりの点から考へまして、やむを得ない措置であろうと考へるのでござい

ますが、地方公務員法自体が地方公務員の身分取扱い、その他勤務條件等に関する根本基準になつておる点から考へまして、あるいは団体交渉の道も開かれておりますし、あるいはまた職員団体の結成の道も開かれております。従つてその限度におきましては、憲法に指示されております二十八條の諸權利について、制約を加へておるという意味ではないので、地方公務員たる本質にかんがみまして制限は、やむを得ないものと思ひます。

○門司委員 さつき申し上げました憲法の十九條の思想及び良心の自由であります。これは後ほどこの法案の三十一條に宣誓のことがありますので、そのところでまたお聞きすることにしたしたいと思います。

その次に聞きたいのは十四條であります。この十四條の問題は、こゝで法律の文章をそのまま読んでみますと、「地方公共団体は、この法律に基いて定められた給與、勤務時間その他の勤務條件が社会一般の情勢に適應するやうに、隨時、適當な措置を講じなければならない。」と書いてあるものであります。この適應の原則といふものになつて参りますと、これは實際は地方公共団体の理事者が行うものではなかつて、これに対する処置は当然人事委員会がなすべきではないかと考へるのであります。そこで國家公務員法においては二十八條に、適應の原則については人事院がこれを勧告し、そして理事者はその勧告に基いてこれを實行するといふやうなことが

が、一つの條文の中に非常にかかりよく書いてある。ところが今度のこの地方公務員法の中には、この國家公務員法の二十八條が二つの條章にわけられて、しかもその次の條章はずつと終りの方で書かれておりました。二十六條と二十六條にこの國家公務員法の実定規定が織り込まれておる。この二十六條と十四條を二つ合せなければ、この表題に書いてあります「情勢適應の原則」といふものが成り立たない、こう考へますが、この十四條を單にこれだけにとどめられられた理由を、ひとつお聞かせ願ひたい。

○藤井政府委員 第十三條と十四條は、職員に適用される基準の根本基準といたしまして、最も重要な事項として「平等取扱の原則」と「情勢適應の原則」をここに掲げた次第であります。従ひましてこの二つの原則は、第三章全体を通じての原則といふことに相なるわけでありまして、言葉は抽象的ではございしますが、きわめて重大な事項を含んでおるといふふうに考へる次第でございまして、國家公務員法の建前と若干その組み方がかわつておりますことは、御指摘の通りであります。その点は地方公務員法自体におきましては、章別の編成その他につきましまして、若干の創意工夫をこらしました結果、國家公務員法そのまゝの体裁ではないものもあるわけでありまして、従ひまして十三條、十四條は通則でございまして、その他の必要な規定は、それぞれその節において、これを明確に規定いたしますことになつたわけでありまして、今門司さんから御指摘のございました國家公務員法の二十八條の二項に該當いたしますものは、これは給與

自体の問題に關連する事項でございませうので、第四節に「給與、勤務時間その他の勤務條件」という節を設けて、ここにこの勤務條件關係の必要事項を列挙いたすことにいたしました關係上、第二十六條にもこれに關する規定を設けまして、人事委員會の勧告権というものを、ここに規定する體裁をつたわけでございます。全体として、その根本精神において国家公務員法の場合と異なるものではないというふうに考へておるのであります。

○門司委員 私の聞いておりますのは、この基本法で「基本」といいますか、今のお話のように原則的問題であるというふうに考へられておりますところ、法の條文の體裁からいいますと、このまゝこれを讀んで参りますと、先ほど申し上げましたように当然人事委員會が担当すべき仕事を、何らの勧告も受けないで、そうして原則的にこれを認めるということ、私は法の建前から言つてどうかと思ふのであります。當然これはやはり人事委員會が勧告した場合に、理事者はこれに適應する処置をとるべきだといふ、ここに責任と義務の關係が當然生れて來なければならぬ。しかるに章を離してわざ／＼書いたということ、私は、私はこの人事委員會の責任と、それに対する地方団体の負うべき処置というものが、非常にばやかされて來ておるといふように考へておる。ことにこの法律は條文が單に違つておるといふだけでなくて、国家公務員法よりも、この点だけはばやかされて書かれておるだけに、私はこの法律は強くなつておると考へております。もしほんとうにこの法律の方が、国家公務

員法より進んでおるとするならば、なぜ一体ここに人事委員會の勧告に基いてという字句が使われなかつたかといふことである。この條文だけを讀んで参りますと、どんなに地方公共団体がこれをしようとしても、人事委員會の給與その他に關する勧告がなければできないこととなる。それは第二十六條に書いてあるからよろしいということになりまして、これは原則からはずされたいということになる。私はこの規定はせひこの原則の中に入れて、そして人事委員會の勧告は當然これが行われて、勧告に基いてその時期に應じた処置を、地方の公共団体がとらなければならぬというように、やはりこれは義務づけた方が非常に體裁としてはいいのじやないか、同時に筋の通る話ではないかと、実は考へておるのであります。この点をこれだけの條文で、一体第二十六條の中に規定してありますものが、ただちに義務づけられるといふか、十分実行のでき得るような解釈になるかどうかというのであります。この点はきわめて重要であります。地方の自治体に勧告をする場合に、原則の中からはずれておりますと、なか／＼地方の公共団体も勧告しても思ふようにやりません。従つてどうしてもこれを原則の中に入れて必要がある、従つて国家公務員法と同じような體裁にすべきではないかといふこととあります。ことさらにこれをわけられたといふことについて、先ほどの御説明だけでは實は承服しがたないのであります。この点について當局はこれを訂正するといふようなことがさしつかえないものかどうかといふことを聞きたい。

○小野政府委員 門司さんの御意見は、国家公務員法との關係から見まして、さういふ御意見も立つたかと思ふのであります。この地方公務員法案のつくり方が、先ほど藤井政府委員から説明いたしましたような考へ方でやつておるのであります。實質的には大してかわりがないと私も思つておるのであります。特に地方公共団体が給與その他の勤務條件に關して、いろいろ変更の措置を講ずるというような場合におきましては、單に人事委員會のみの所掌事項ばかりじやなしに、やはり條例に基いてこれをきめなければならぬといふことに相なります。幅その間国家公務員とは違ひまして、幅広この点についての規定を設けることも必要ではないかと思つておるのであります。人事委員會の勧告によりまして、給與の扱いをいたします場合において、是、当該地方議會の議決を経た條例によつてやらなければならぬ、こういうことになりまして、やはり地方公共団体という幅の広い考へ方のもとに、これを包攝して、まず原則を立てて行くといふことの方が、地方公共団体の職員を律する法律としたしましては、適當ではなからうか、かように私は思ふのであります。

○門司委員 そういたしますと、第二十四條は第二十六條と關連しないで、地方の公共団体がこの法律に基いて定められた給與、勤務時間、その他の勤務條件が、社会一般の情勢に適合するようになり、隨時適當な処置を講じなければならぬ。従つて第二十六條と關係なくこの條文通りにやらなければならぬといふ、これは別の処置がとれるのだといふように、解釈してさしつかえございませぬか。

○藤井政府委員 お説の通りであります。この根本原則に従うべき一つの措置として、第二十六條が出て参つたといふふうに御解釈願へば、けつこうだと思ひます。

○門司委員 そうすると私は非常にけつこうだと思ひます。もしその通りの解釈なら、人事委員會の勧告がなくて、地方公共団体が適切に給與その他はやることになりまして、そのかわり人事委員會の権限、人事委員の機能というものが勧告がなくても適應してやるといふことになつて参りますと、その間に非常に薄れるような形が出て來る。従つて今の御答弁なら、それでよろしいと思ひますが、その次に聞いておきたいと思ひますが、それは、十五條の規定であります。ここに「受験成績、勤務成績その他の能力の實証に基いて行わなければならない」とあります。いわゆる職員の採用であります。この「その他の能力」といふのは、きわめて抽象的でありまして、この「その他の能力」といふものを、ひとつお聞かせ願ひたいと考へておるのであります。これは私の考へ方では、「受験成績、勤務成績」の次に書いてありますので、たとへば他の官職にいた者、あるいは他の職業にいた者の職歴等が、その中に含まれるのかと思ひますが、その点をお聞かせを願ひたいと思ひます。

○藤井政府委員 ここで「その他の能力」と申しておりますのは、具體的に申しますれば、たとえば運転手が免許状を持つておりますとか、あるいはパイピストがパイピスト学校を卒業してあるとか、そういうような点も、能力

の實証の中に入るものと思ひます。

○門司委員 ちよんそれとも入ると思ひます。たとえばパイピストを募集する場合に、學歷がどんななにあつても、パイピストの経験のないものは入れるわけにはいかないと思ひます。運転手を募集する場合に、大学をどんなに出たからといつても、運転手の採用にあつてこれを入れるわけにはいかないと思ひます。この「その他の能力」といふのは、むしろそういうものは含んで参りますが、試験の科目の中に、あるいは採用の場合に、相當選考の場合には問題になると思ひます。そこで私の聞いておるのはそういうものが、採用試験の中には含まれておるかどうかといふこと、そういう技術的なものでなくして——あるいは技術と言へば言へるかもしれないが、實際的な能力を持つておるといふことが、この中に加味されておるんじやないかといふように考へておりますが、その点一体どうなんでしょうか。

○藤井政府委員 これは門司さんが今御説明になりました通りでございまして、その点は第二十六條に「競争試験の方法、方法について規定をいたしておる」の條項がございますが、こゝでもその点を明らかならしめておるわけですから、すなわち競争試験の方法といたしましては、先刻來お話のありましたような点も、われ／＼といたしましては加味いたしまして、きゆうくつなものにはしてございせん、筆記試験その他の、いわゆる口頭試験とか、身体検査、人物性行、その他經歷、適性といふようなもの、あるいはさらにこれらものを総合判定する方法というよう

二條規定は、本館長官の職務を
承認しており、そのことにはと
ういうことが書いてある。「臨時の任
用又は非常勤職員の任用の場合を除
き、職員の採用又は昇任は、すべて條
件附のものとし、その職員が、その職
において六月勤務し、」こういうふうと

書いてあるのをごさいます。が、この「条件附」ということ、さらに六箇月の勤務期間を私どもは試験期間であるというふうには解釈するものであり、したがって、この試験期間をさらに一年に延ばすまで延長することができ、このように書いてあるのではありません。従つて「条件附」というのを、いわゆる試験期間であるというように解釈していかうかという点であります。

○藤井政府委員 見習い期間と申しますか、試験期間と申しますか、そういうふうには解釈していただいて結構でございます。ただ職員の仕事に就くとき、規定の適用を受けただけで、職員としての完全な身分を取得しているのではありません。

○門司委員 この規定は非常に使われ者に不利な規定であり、試験期間として、六箇月並びに一年間試験期間として使われるというふうなことになる。受ける形になつて参ります。ことに六箇月あるいは一年という期間は、私は実際の試験期間としては長過ぎるのではないかと。少くともこれは選考でなくして、一応の試験に對しては基準を設けておいて、そうしてこれによつて試験をし、さらに一名の補充に對して五名の候補者を出して、これが選考されて行くというふうな、かなり厳密に調査をいたしてあります場合に、なお一面六箇月以上一年までの試験期間がここに残されるという点については、勤務いたします者から考えますと、かなり苛酷な取扱いだと思つておられますが、この点に對して

て当局は、これは苛酷ではないとお考へになつておるかどうか。

○藤井政府委員 御指摘の点はごもつともであり、相当重要な試験によつて選ばれた者でございまして、その試験によつて立証せられ、能力というものは、やはりおのずから能力があるわけであらうと思ひます。すなわち実際に採用いたしまして、その仕事をやらせて見た上でなければわからない面が残つております。たとへば職場の秩序を維持する能力というものがあつるか、また部下の統率力というものがあつるか、同僚との協調性を持つておるか、同僚との協同性はどうかというふうな問題、あるいは実際の仕事をやつてみて、それをちゃんとさばいて行けるかどうかという点につきましては、実は試験だけでは十分の立証ができたい面もあると思つておられます。大体におきまして、試験をパスして参ります。しかも厳密な審査を受ける者は、この条件附任用期間を無事通過いたしました。正式任用になる者が、もちろん大部分であらうと思つておられます。点に對して、なお適格性を欠く者があつて参りますならば、これをむしろ排除いたしまして、全体の公務の執行という面から、また能率的な運営の面から考えた次第でありまして、そのういふ点ではつきりわかります期間といふことは、やはり六箇月程度が適當ではあるまいかというふうに考へる次第であります。

○門司委員 それから次の臨時採用の問題であります。ここには臨時採用は、人事委員会の規則によつて、大体六箇月使用することができ、さらにそれを更新することができ、しかしその次の再度の更新はできないといふふうになつておられます。臨時の雇用人といふものは、大体六箇月ないし一年しか、ここでは使われないうように洪文に書いてある。ところが、こゝで問題を起しますのは、第五項に書いてありますものと、さらに第二項に書いてあります字句の解釈であります。たとえば五項を讀んでみますと、「人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に關する場合においては、六月をこえない期間で臨時任用を行うことができる」と書いてある。二項には「人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に關する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、こゝいう字句を使つて人事委員会の承認を得て六箇月を越えない期間でこれを使用することができる」と書いてある。こゝで問題になつて参りますのは、臨時任用という言葉の意味するところ、これは一体どういふものか、地方の自治体では、たとえば恒久的の行政の中に含まれない、しかし事業の性質上これは臨時という文字は使つて、實際は三年ないし四年からすれば、事業の完成を見ない事業がたゞさんあるはずであります。たとへば河川の改修であるとか、あるいは埋立ての工事であるとかいうようなものは、これは当然経費予算として、あるいは通常の仕事として考へられない。もちろんこれは臨時の仕事であること

には間違いないのでありますが、實際は三年ないし四年かかる場合が多いのであります。それらの臨時の事業に属します場合にも、この條項が適用されるから六箇月で、あるいは一年しか使えない、それ以上再度の更新をしてはならないといふことになつて参ります。事業の運用の面から参りますと、使われる本人はもとより非常に大きな支障を來すのではないかと私は考へるものであります。この場合の緊急の御解釈をお示し願ひたい。

○藤井政府委員 今御指摘のような場合について、この臨時任用期間を六月あるいはこれを再度更新はできるけれども、その後についてさらに更新をなすことを許さない。そういうことになつては困るのではないかと。こゝの御質問でございまして、その点もつともな点もあると思つておられます。こゝで臨時任用といふふうな申しておりますのは、あくまで普通の正式採用の例外でございまして、正式採用で参るべきものを、あまりきつうくつにやつておつては、全体の行政執行にさしつかへることがあるかもしれないといふことで、臨時任用の場合を特に認めようという趣旨でありまして、これはあくまで正式任用制度に關する例外でありまして、新しい人事行政の面から申しますならば、なるべくはその規定によりたくなないのであります。と申しますのは、臨時任用といふのは、普通の試験制度というものが行われません事実上の選考と申します正式の人事委員会の行う試験あるいは選考によつて採用しないわけでありま

す。従つて全体の能力主義といふような面から申しますと、実は新しい制度にはそぐわないこととあります。で、できるだけこれを縮めて参ると申します。その範囲は限定されることの意味において、こゝでは緊急の場合とそれから臨時の職に關する場合といふふうなわけで大體でございまして、その期間につきましてはやはりなるべく短いことが好ましいといふような点から、一応は六月、あるいはそれでもつてだめである場合においては六月を延長することができ、一年まではやられるという規定を設けておる次第であります。ただ今門司さんが御指摘になつたような場合、職員の身分の点、あるいは事業の執行の面から申しまして、不都合な点ができるではないか、継続事業等のときには困るではないかといふことがございしましたが、これはやはり人事行政の建前からいって、やむを得ないところでありまして、もとに、もし今のようないふことがあつたならば、もう一度臨時任用を直して行くといふようなことも許されることであると思つておられます。

○門司委員 実はこの法律の適用は、實際的にはいろいろ問題が残されておると思つておられます。今のようないふと考へておられます。もう一つ私だ迷惑するのであります。もう一つ私突つ込んで聞いておきますが、臨時の仕事、あるいは火急の仕事といふようなものは、行政の予算の面から見まして、いわゆる経費予算として上げられるもの以外のもの、臨時予算として上げられて執行する事業に従事するも

のは、この中に含まれるかどうかという点であります。これはおそれる定員外になるとおぼしめますが、定員外の者を採用する場合には、この規定が適用されるかどうかという点を伺いたいのであります。

○藤井政府委員 臨時の職と申ししましても、これは定員の中に入るべきが建前でございます。やはり臨時でありましても、それが正式の身分を持ちます限り、たとえば府県における吏員とか、その他の公務員の地位を持ちます限りにおきましては、臨時でありましても、やはりその分につきましては定数條例の規定の必要があると考えております。

○門司委員 このことが非常に問題でありまして、さつき申しましたように、定数の問題とこの問題は非常にからんでおります。そこでこうした行き方が、さつき私が申し上げておりますように、臨時の仕事の見解について、どうしても定数の問題とこれとは密接に關係を持つておりまして、定数以上はどうかしてこの法文の適用以外に方法はないのではないかと、いろいろにわれわれは考へて、そこでこういう問題が出て来るのではないかと私は考へておりますが、この点については、今当局の御答弁のようなことになりまして、われわれは実は臨時の任用ということについて問題が、雇われる者の方から見ましても、あるいは採用する者の方から見ましても、事業が継続してれば、また元と同じような手続をとればいいのだというようなことでは、この法律がまったく死ぬわけでありまして、そうして再度更新することができない、こういうふうになつております。

○藤井政府委員 臨時の職と申ししましても、これは定員の中に入るべきが建前でございます。やはり臨時でありましても、それが正式の身分を持ちます限り、たとえば府県における吏員とか、その他の公務員の地位を持ちます限りにおきましては、臨時でありましても、やはりその分につきましては定数條例の規定の必要があると考えております。

ので、私はそういうことは全然とれないと思ひます。それと同時に次に書いてありますが、六項には、「臨時の任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも與えるものではない」というふうに、はつきり制限を受けているという点であります。こうなつて参りますと、先ほど私が申し上げましたように、事業はどうしても臨時ではあるが、これは継続しなければならぬ。しかしその場合に、今まで使つておりました者が臨時であることのために、これをさらに雇ひ直そうとして、それは優先権を與えるものではないというふうなことになるのであります。またここで新しい試験を受けて選考し直すような機会が、ここに與えられるのであるかどうか。もう一つ話しておきます。おわかりにくかつたと思ひますが、一年間使われておりましたものはこれで一応切られる。それで再採用して入れば、これは入り得るというように解釈していいかどうか。

○藤井政府委員 普通の場合には、新しく正式再任用に関する試験を受けなければならない。ここで一般の候補者と同様の條件に基いて、競争試験によつて採用されるかどうかということが決定せられるわけになると思ひます。

○門司委員 それでは二十三條をお聞きしたいと思ひますが、二十三條の規定は、御承知のように職階制の問題であります。この職階制の問題は、いろいろ問題が生れて来ると思ひますが、しかし地方の制度というものは、この国家公務員と違ひまして、その性格がかなりかわつておりますのと、それから非常に適合性を必要としたしてあるわけでありまして、大きな地方の自治体では、割合に国家公務員と同じような職階制のようなことも、あるいは運用はできるかと考へておりますが、小さな自治体に参りますと、必ずしも職階制のみで運営はできないので、どうしてもここにはおの／＼の職務の適合性というものが必然的に考へられ、来る。その場合に、こういう画一的の職階制の実施というものは、事實上困難であつて、もしこれを實際に運用するということになつて参りますと、この職階制がじやまになつて、能率の低下を來すことになりはしないかというように考へておられますが、この点に對する當局の御見解をお伺ひしたい。

○鈴木(後)政府委員 職階制をあまり画一的に、小さい団体まで適用して来るということになりますと、御心配のような事態が起つて來ると、私も考へておるのでございます。従ひまして職階制を実施いたします地方公共団体といはしましては、人事委員会を置く地方公共団体に限定をいたしておられますし、さらにただいま御心配のような点も私も心配をいたしておられますので、これが実施につきましては、十分に慎重なる研究を加へた上で行くというところで、施行の時期等につきましても、その点の用意をいたして参る次第であります。

くお聞き願つておきたいと思ひます。が、たとえば大都市におきましても、日本の大都市といふものは、御存じのようによ、必ずしも農村を含んでいないとは言へない。その出張所、あるいは臨時に取扱つております事務所といふか、地区事務所、これらのものはかなりこまかい地区にわかれておつて、しかもそこで市長の代理とは申し上げませんが、あるいは区長の代理行為にひとしいような職務権限まで與えられ、実はごく少数の、しかも女の事務員等が、これを取扱つてゐる事例は、たくさんあるのであります。そうなつて参りますと、この條章が画一的の條章でありますために、ここに書いてあります第五項でありますか、同一の資格がなければこれはできないというやうなことがなつて参りますと、非常に大きな支障を來すので、この点に對する何らかの緩和の方法というか、そういう事項が、この際ここに必要じやないか。画一的の職階制については、地方の公共団体はいたずらに事務の煩雜と能率の低下を來すだけであつて、ほとんど効果はないのではないかと、いろいろに考へるわけでありまして、もう一度その点の所見をお伺ひしておきたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 御心配の点は、一ごもつともございまして、私も一ごもつともございまして、法律をもつて画一的に職階制を定めようということとは適当でないと思ひます。それ／＼の地方公共団体の條例において、その実情に即しますように考へてもらう、こういう建前にいたしておるのであります。ことに人事委員会をおきます地方公共団体といたしましては、法の建前としては、市を全部を含んでおりますけれども、大体この前に申し上げましたように、公務員千人、人口二十万以上の市くらゐを、第一次的に考へておりました。小さい地方公共団体において、職階制をもつて行くのは、必ずしも適當でない、かように考へております。

○門司委員 これは法律に書いてありますから、大体その通りだと思ひますが、さつき申し上げましたように、日本の地方公共団体は、あるいは東京のやうな大都市にいたしまして、大阪のやうな大都市にいたしまして、人口の三百万の人口を持つておられます。その中には非常に人口の稀薄な地域を必ず含んでおられます。そしてそれはおそれる鈴木さん御存じないかと思ひますが、区役所の事務を取扱つております地区事務所というものがあつて、これは大體徴税といふところまではやつておられます。戸籍事務といふものはとつておられますが、大體区役所で行いますところの、すべての事務關係といふものは、一応ここに委嘱されておられるので、これが職階制によつて定められて來るといふことになつて参りますと、そこへ今までの職員ではこれは當然遂行のできない状態に陥ると私は思ひます。従つて人間をふやすかどうかということでありまして、人間をふやすということになつて参りますと、職階権限によつて、一日に一件あるいは一日に二件しかないやうな事件に對しても、そこに必要なる人間を置くということになると、非常に人件費が膨大になると同時に、それをしなければこの職階制に抵触するといふことを実は心配するのであります。この点は何らかの方法でやはり緩和することが、實際の自治

市を全部を含んでおりますけれども、大体この前に申し上げましたように、公務員千人、人口二十万以上の市くらゐを、第一次的に考へておりました。小さい地方公共団体において、職階制をもつて行くのは、必ずしも適當でない、かように考へております。

運営のためには必要ではないかというように考えております。そこで問題になつておりますのは、この九項であります。九項にやや今の鈴木さんのような言葉が書いてあります。「職階制に關する計画を定め、及び実施するに當つては、國及び他の地方公共団体の職階制に照應するように適當な考慮が拂われなければならない。」という意味であります。この法律をこのまま読んで参りますと、これは職階制に適應するよう適當な考慮ということになつておりますので、職階制を守れば、つきり嚴重にこれを實施せよとは書いておりませんが、逆にわれ／＼にはそう考えられるので、この点を心配するのであります。この場合の考慮を拂うという事は、そういう意味で私はおそろく地方公共団体の職階制に適合するということではなくて、もう一面の解釈は、實際に適用するにしてもいいというふうな解釈ができるかどうかという事です。

○鈴木(後)政府委員 今小さい地区事務所のような場合のことを御指摘でございますが、そういうところに嚴密に細分化せられた職階制を適用するといふことは、もちろん私も適当でないと認めます。一般行政職といふものは、そういうふうな一つの分類を適用するといふことになれば、適用することになると思ひますが、第九項の点は、これはいわばそういう國なり他の地方公共団体の職階制に対する照應といふことも考慮しなければならぬという意味でございまして、その実情に應ずる職階制でなければならぬという事は、これはむしろ二十三條の二項、三項、あるいは四項、五項というふうな

午後四時五十三分休憩

な基本的なところから、當然に出て来るわけでありまして。
○河原委員長代理 それではこの際暫時休憩いたしまして、午後六時より再開することにいたします。それまで休憩いたします。

午後七時四十二分開議
○野村委員長代理 これより再開いたします。
委員長の都合によりまして、私が委員長職務を行いますから御了承を願います。

休憩前に引続き、地方公務員法案を議題といたしまして質疑を続けます。
通告によりまして床次徳二君。

○床次委員 私ときん／＼やむを得ない用事で中座いたしましたので、あるいは質問がだぶるかもしれないませんが、その点は簡潔なお答えをいただきますれば、けっこうであります。

まず昨日連合審査会で配付いただきましたところの地方公務員法施行に關する経費の所要額の調べの説明を見て参りますと、大部分の職員は、やはり新しく任命されるように見えます。委員の任命は、これは当然新しくなるのはやむを得ないと思ひますが、事務局の職員に關しましては、むしろ現在までの各地方にありまする人事課あるいは職員局、あるいは秘書課等の者が大部分を占めるのではないかと認むのであります。この説明を見ますと、實際相當の新任職員がある。これはとりもなおさず地方の経費負担になることと考へられるのであります。なお同時に考へられますのは、この経費が将来地方自治団体の負担になります

が、これに對しまして國においてある程度まで考へておるかどうか、平衡交付金の対象となるかどうかということに對しまして、御説明を承つておきたいと思ひます。

○小野政府委員 お答えいたします。資料として提出いたしました所要額、特に人事委員会の事務局の職員の關係でございまして、一応大体二十人程度といふふうに考へておりましたが、ただいま床次さんからお話のございましたように、あまりに事務に習熟しないような者を充てるという事も、能率上いかかと思ひますので、相なるべくは配置転換等の方法によりまして、これに充てるようになくあつて参つて参りたい。かように考へておるのであります。これは地方公共団体の規模が大小まち／＼になつておられますので、都道府県及び五大都市は申すに及ばず、その間においてこの通りに参らないところもあるかと思ひます。また、一応の見込みといたしまして、かような数字を提出いたしましたような次第でございまして、なお人事委員会を設置することによつて、地方団体の負担がふえる、歳出増を来すといふことも御説の通りだと思ひますので、この点につきましても、新たに財政需要が生じたという点にのみならず、財政調整上の措置は講じて参りたい。

言いかえれば、平衡交付金等の算定をする場合の基礎といたしまして、財政需要としてこれを取扱つて行くように考へて参りたい、かように存じておる次第であります。
○床次委員 簡単に申し上げます。この表には公平委員会の方は出ておりませんが、公平委員会の方は補助金でありますから、わずかな手当てで済むといふかもしれませんが、何分にも数が多いためでありまして、それ／＼地方団体のいたしましては、相當の経費になることが予想されるのであります。なお設置の方法は、いかんによりまして、できるだけ集中的に共同いたしますので、数を少くいたしますればよろしいのであります。地方の自主性というのを尊重するのではありません。個々になつたならば非常な数になると思ひます。この点におきまして、その経費の負担はいたすに地方の負担にならぬように考へていたのだいたひ。ただいま御説によりまして、平衡交付金の財政需要の対象とするといふことを考へたに参つております。これは計算方法のいかんによりましては、やはり地方の實際の負担になつておそれがある。今日まで中央でもつて取扱われるところの事情を見て参りますと、非常に地方の負担として残されておる。今年の財源問題につきましては、すでにしば／＼当委員会において議論になつたところでありまして、この新しい公務員法の施行に伴うものにつきましても、地方に對して絶対によけいな負担のかからないように御考慮をいただきます。そういう前提のもとに私どもは考へたいと思ひます。

次に第三章以下の問題につきましては、二、三ひろいまして承りたいと思ひますが、問題となりまして政治行為の制限の第三十六條であります。地方公務員の政治活動につきましても、ここに制限が加えられたといふことと對しましては、いろ／＼御意見もあつたと思ひますが、少くとも公務員たる地位が選挙運動、あるいはその他の政治運動に影響を及ぼす範囲内において、とどめましてよろしいのではないかと考へられるのであります。すでに国家公務員法等も実施せられておりますが、職員の身分が選挙に影響しないという限界を置きまして、あとは政治活動を自由にする余地があるのではないかと考へるものであります。この点に對しましては、お答えがあつたようにも思ひますが、あとの事項をお尋ねします前提上、もう一回お尋ねしたいと思ひます。

○小野政府委員 お答えいたします。この第三十六條の職員の政治行為の制限でございまして、床次さんの御意見では、大体職員の政治行為の制限の範囲を考へたらどうか、その影響力との關係から考へる余地があるのではないかと、こゝういふふうな御意見のように承つたのであります。地方公務員の政治的行為につきましても、御承知のごとく、現状におきましても政党政治が迫り／＼と広まつて来ます關係から申しまして、市町村吏員の任命権者が同じような政党に属しておるといふような場合におきましては、それがやはり選挙の上におきまして、密接な関連を生ずることにもなると思ひます。従ひまして、やはり職員の政治的行為につきましても、その勤務しておる地方のいかんにかかわらず、その内外を問わず、これが制限をしておくことが公正な運営、また人事行政の上から申しまして、また必要ではないか、かような意味合いにおいてこの第三十六條の考へ方が出て来たわけでございます。

○床次委員 次に關連してお尋ねいた

ありますが、ただいまの條文の第五号でありますが、五号におきまして「條例で定める政治的行為」と書いてありますが、これらの具体的事例、一応たゞいま御想像になつておられるものを二、三御例示をいただきたいと思ひます。

○小野政府委員 この第三十六條第二項第五号におきましては、政治的な行為をやけり條例でもこれを書くことになるわけでありすが、何分多数の都道府県市町村に關係しており、また、一々具體的な例を申し上げかねるものであります、大体においてこの基本的な、ここに列挙されております第一号ないし第四号以外において、当該地方公共団体の実情に應じて定めなければならぬというように限定されて来るのではないかと、かように思ひます。

○床次委員 具体的などういふふうなものがあるかは、人事院規則等とにらみ合せまして、当該地方公共団体が自主的に定めてさしつかえない、かように考えておるのであります。

○床次委員 次に御尋ねいたしたいのは、第三項に關するものであります。これにつきましては、昨日以來しばしば議論があつたのでありますが、何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、というように書いておるのでありますが、この「職員に求め」ということが職員たる個人か、あるいは純然たる個人か、いずれに解釋するものか。たとえば校長何人かというものと、あるいは個人の何人かに対して一つの呼びかけをするということについて、いかなる差をつけておられるか。職員という肩書をつけた場合におきまして三項の適用があるの

で、個人に対して呼びかけましたときには、この三項の適用はないというふうに解釋すべきであります、この解釋はいかやうになつておるか伺ひたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 この職員と申しますのは、職員の身分を持つておるその人、こゝういふのであります。

○床次委員 職員たる身分を持つておる人と申しますと、たとえば校長たる職務を持つておる者はどこへ行つてもできない。あるいは校長と話をすると、あるいは校長あてに手紙を出したといふものは、これはやはり三項の違反になるというふうに解釋すべきものであります。

○鈴木(後)政府委員 その通りでございます。

○床次委員 ただいまの問題につきましては、私もいささか疑義を持つてゐるものであります、今日までいろいろ各方面の意見を聞いて参りますと、公務員の政治活動は、個人としては認められる部分があるという解釋が通つておるやうにうかがえたのであります。個人としてならば、私的会合に

出まして話をする、あるいは個人と個人との間において政治活動をするとはさしつかえないのである。職員という立場においてやることがいけないのだということを聞いておるのであります、その点に對するお考えはいかやうであります。元來本法におきまして、公務員の政治活動を禁止するといふことが、個人の立場においてはさしつかえないのだ、公務員としてやるからいけないのであるといふふうな聞いておるのであります。外国の例等におきまして、かかる公務員のごと

きものの政治活動は、個人としては當然認められておる。しかもそれだけの政治活動をもつて十二分に政治運動に對して貢獻し得るのだ。特に公務員のごとき、いわゆる知識階級の人々が職責を通じてやることは、これはもとより職務の中立性を害するからいけないのであるが、その人が個人として行動したことは、これは社会の政治活動に貢獻するのである。従つて個人としての政治活動に對しましては、相当と申しますか、これは他の個人と同じ意味において、個人的部分は残されておるのだといふふうな慣例が、外国においてははるかに承つておるのであります、しかし日本ではそういう部分は全然禁止するお考えかどうか、伺ひたいのであります。

○鈴木(後)政府委員 個人が特定の政党内に所属し、また特定の政治的意見を持つてゐるということは、何らさしつかえないわけではございませんが、公務員たる地位を占めておる者が政治活動をしたとしますと、結果としては、かりにそれが職務と関連いたしませんものでございまして、やはりその者の身分に影響をいたしまして、任命権者等が、そういう具体的な政治活動をしたといふことを理由としたしまして、任免権の行使の上におきまして、何らかの考慮が加つて来るを得ないと思ひます。そういうような見地から考えまして、やはり政治的行為は職務の内外を問はず、また勤務時間の内外を問はず、ここに書いてありますやうな程度の積極性を帯びた政治行動を、職員が行いますことは適當でない、かように考えております。

○床次委員 ただいまの御答弁は実は私は多少疑問が残つておると存じます。この第三項に對しましては六十一條の第四号におきまして罰則がついておるのであります。すなわち「三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する」といふやうになつております。この三項は、たゞいまおつしやつたのは公務員としての身分にある者が運動した場合のことを、お考えになつておるやうであります、第三項は「何人も」と書いてあるのであります、純然たる個人が、公務員たる校長さんに、校長さんと知らずにその人に会つたという場合を考えますと、その場合は個人對個人の問題でありすが、しかし罰則に觸れて来るのじやないか。はつきり相手は校長さんだといふことを知つて呼びかけました場合は、これは違反になる。しかし知らずに個人に對しました場合におきまして、違反になるというふうに讀めるのであります、その点はどういふやうに解釋されますか。

○鈴木(後)政府委員 全然職員の地位にない普通の市民が、校長である職員に對して、ここに書いてありますやうな政治的行為を行うやうに、要求したといふ場合におきましては、今御指摘のやうな六十一條の第四号の罰則がかかるわけでありすが、それから御質問の趣旨がちよつと……

○床次委員 例があるいは、はつきりしなかつたかと思ひますが、個人が校長さんのところに前二項に掲げる政治行動と申しますか、あるいは勧誘の文書を出した場合、相手方が校長だといふことを知つて出した場合は三項の違反であり、同時に罰則の適用がある

と思ひます。ところが、相手方が校長だといふことを知らずに、單に選舉人名簿から持つて来たとか、あるいは昔知つておつた友人だからといつて、その校長さんに、校長さんと知らずに話をしたという場合に、やはりこの三項によつて違反になるやうに解釋されるのであります、その点、はたしていかやうに個人たる資格と職員たる資格をおわけになるか、伺ひたいのであります。

○鈴木(後)政府委員 御質問を取違えておりました恐縮でございます。ただいま御指摘のやうな場合におきましては、要するに罪を犯す意なき行為でございまして、刑法の一般原則をもつて當然これは処罰されないことに相なるのであります。

○床次委員 ただいまの御答弁によりまして、一応さういふ解釋ができると思ひます。ところが實際の選挙運動にありましては往々にして、これはやはり個人に對する問題も、職員に對した運動と同じやうに取扱はれて、一般の人が非常な束縛を受ける。これが裁判に参りました場合を、たゞいまお答

なかつたのだから、無罪だといふことになるのであります、選挙運動の最終におきまして、なか／＼そこまではつきりしてもらえない。とにかく一応容疑がかかつて、これが問題になるといふことが予想されるというものが、今日の日本の実情だと思ひます。これが程度まで社会常識が発達して参りまして、外国の例を申し上げますと、外国なんかさういふやうなばかげたことはないのだといふ前提のもとに今日行われておる。それぐらいにまで個人の

自由というものなり、あるいは個人の基本権と言いますか、それが確保されておるのでありますが、わが国におきましては遺憾ながらそこまで行かない。まったく個人が個人を相手に話したつらりでありまして、取締り官憲

におきまして、これは職員に対してやつたのだという容疑でもつて取扱われますと、ただちにこの者が容疑者としての立場に陥るといふ重大な關係があると思ふのであります。この点につきましては第三項の取扱いは、いささか不合理ではないかという感じがいたすのでございます。これは今後本法がかりに適用されるとなりますと、非常に大きな問題になるのであります。單に一項、二項の職員に対する政治活動の禁止、制限という問題よりも、これは本人以外の第三者が全部この第三項によつて影響を受けるという点におきまして、重大な問題があるのではないかと思ふのであります。御当局はこれに對しまして、個人の自由あるいは基本権というような自由を、お認めになる御御自信があるか、あらためてこれを伺いたないのであります。

○鈴木(従)政府委員　ただいま御指摘
がありましたように、運用の上におき
ましては、そういうような犯意のない
行為を罰するということはもちろん適
当ではございませんし、十分注意をい
たさなければならぬと思つております
が、しかしながら当該の者が公職に
ある者かどうかということは、それぞ
れの地位によつておのづから違ふと思
います。上の方の比較的上級の地位に
ありますものは、何人といえどもこれ
は一日そいう公職にあるということ
がわかりますが、一般的な公務員であ

りますと、その辺がまったくの第三者から申しますれば、そういう意思があるということの謬誤が、非常に困難であろうと存じますが、これはやはり實際の運用の問題になつて来るだろうと思ふのであります。

○床次委員　ただいまの問題は、法文上におきましては穴とは感じませんが、實際上の適用における大きな穴となるおそれがあるのではないかと、この点私は、將來本法の運用上いささか重大な問題があると思ひまして、この際私の意見を述べる次第であります。今後この問題につきましては、十分慎重なる取扱いが必要だということを申し上げます。なおこの点を救済するに、ある程度まで政治活動の制限といふことを緩和しておくということによつて、相当救い得るのではないかと、うことが、私ども考えられるのであります。しかしさらにこの点につきましては研究いたしたいのであります。一応きょうはこの程度にしまして、次の問題に移らしていただきます。

次にお尋ねいたしたいのは、第四十七條の一審査及び審査の結果執るべき

措置」ということになり、三行に「審査を行い、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、云々」という言葉がありますが、審査をしてその結果どうなるかというふうになつたかということは、人事委員会が実際に活動してみなければ、それが当事者にはわからないというふうに説めるのでありまして、審査いたしましたならば、その結果がどうなつたかということ、一応意思決定をしなればならないと思うのであります。

あるいは審査ということには当然その意思決定と申しまするか、判決と申しまするか言葉の問題でありまするが、一つの行為が、委員会ではかく／＼に考える、こういうようにするものが適当であるという一つの結論が出ます。

て、その結論を出しました上に、極限に属することについてはこれを実行して、あるいはその他のことにつきましても、必要な勧告をするというふうにして、方がいいのではないか。あるいは案査ということには当然さというところを含んでおるかおらぬかということでお尋ねしたいのであります。

○鈴木(後)政府委員　蜜食をいたして当然そこに一つの結論を見出すわけでございます、その結果と申しまするのは、そのような結論に基いてよいう意味であります。

○床次委員 次に第五十五條についてお尋ねしたいと思いますが、五五條は、いわゆる団体交渉権ではないのでありますが、やはり一種の団体交渉を当局との間に認めているわけになります。「ここに法文上におきまして明らかに「これらの交渉は、当該地

公共団体の当局と団体協約を締結す
権利を含まないものとする。」とい
とを明らかにしておられまして、い
ゆる団体交渉とは違つていうことを
明らかにしておられますが、しかしな
ら交渉しました結果が「当局と書面
による申合せを結ぶことができる。」と
うように書いてありますが、「書面に
る申合せ」というものは、その効力
をきわめて薄弱なような気がするの
で、まして、申合せました結果に対
て、いかような履行の責任を持つ
どうかということについてお尋ねを

たしたいと思います。

○鈴木(俊)政府委員 当局と職員団体との間に交渉が行われまして、その結果意思の合致いたしました場合におきましては、これを口頭の意思の合致のままにいたしておくとすることも一つの方法でございますが、それをさらに書面にいたしましたためまして意思の合致を明確にいたし、両者の関係をはつきり

るべきが当然であろうと考えまして、ここに書面による申合せをすることが、できる、かようにいたしましたのでござい
ます。この内容に關しましては過般に
申し上げたと存じますが、それらの
書面の申合せの内容によりまして、
その責任と申しますか義務と申します

か、そういうものに違ひが出て来るように存じます。たとえ給與に關する條項に關しまして、將來これを上げるように努力してもらいたい、努力しよう、こういうような書面の上の中合せがございしました場合におきましては、それを一つの道義的な責任において、長大してはこれの実現をして行くというやうな地位に立つことに相なると思ふのであります。

○床次委員　ただいまのお答えによりますと、ここに申合せとあります。が、しかし普通に使つております。一定とか決定とかいうものは、ほとんど効力は同じものではないかという感じがいたすのであります。特に新しく合せという字を使つておられますがやはり一つの約束であることは明らかであると思うのであります。従つて東である以上は、当事者がその実施に対して責任を負うということは、たゞいまのお言葉の通りであります。

初めから法規に抵触して不可能なことを協定いたしますというようなことはあり得ないわけでありまして、そうでない限りは当然これは実施する責任を両方とも持つてゐるものであります。当然この尊重を誠意を持つてこれに当るといふことにつきましては、私ども予想してさしつかえないように御答弁がありました。私どもそう解釈してよろしうございますね。

○鈴木(俊)政府委員　ここに書いてあります趣旨は、職員団体と当局との間に意思が合致いたしましたならば、それを書面によつて申合せという形で進めたい、ということである、意味でありまして、大体の考え方としては御説のごとく解してもいいと思います。

○床次委員　次に第五十七條についてお尋ねいたしたいと思ひます。五十七條は「職員のうちその職務と責任の特殊性に基いてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める」ということになつており、そして、御説明になりました中には、これは教育職員等を考へておるのだということや、御指摘になつておられますが、教育職員のほかに一般公務員の中心

持つておるものがあると思うのであ
 りますが、いわゆる一般の従業員のごし
 きはこれに類するものと思うのであ
 りますが、特に教育職員だけを取
 げ、一般従業員をこれから除外せら
 れた理由をお聞きしたいと思ひます。
 ○鈴木(俊)政府委員　ここで職員
 の職務と責任の特殊性があるも
 とというふうに考えております。ま
 は、ただいま御指摘の教育公務員も
 ちろんそうであります。そのほか

たとえば警察の職員でございませうとか、消防の職員でございませうとかいうようなものがございますし、今お話のいわゆる一般の現業職員に關しまして、もしこの法律に對する特例を必要とするということになりますならば、やはりその中に入ることに相なると思ひます。

○床次委員 ただいまの御答弁によりますと、教育職員のほかに警察、消防その他のものを考へておられるようでありますが、現業員を加へるということに對しまして、どのような見解を持つておられますか。どうも今までの御説明によりますと、現業員は特例の中に加へないかのように伺うのであります。もしもこの中に加へるものでありますならばむしろ明瞭にそのことを職員に對しては別に取扱うということ、明らかなに規定せられる方がよいのではないかと思ひます。なお教育職員等につきましても、この適用を受けるのだということになつておりながら、実はここに明文がありません。これではたして一般職員と特別扱いがされるものかどうかということ、法律上では明らかなになつておらないのであります。いずれ將來において予定せられておられますならば、予定せられた職員の名をここにあげた方が、特別扱いを受ける職員の立場上、またその身分の保護と申しますか、そのものの公務員法上の地位から申しましても適切である、法律の趣旨からいつても、その方が明瞭であると思ひますが、それに対する御意見を伺ひたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 現業職員につきまして、あるいは教育公務員につきま

まして、ここに一々列挙したかどうかという点であります。それも一つの方法かと存じますが、政府といはし

ましては現業職員に關しましては、今後國家公務員である現業職員との關連におきまして、さらに考へを加へて参りたいと思ひます。さうして、この五十七條は法律上の措置を必要としたことになつておられるならば、この五十七條は法律をもつて特例をつくるということになつておられるわけにございませうから、国会において御審議を願うことになるわけにございませう。結局職務と責任の特殊性による何らかの措置を必要とするかしないかということ、今後国会が最終的に御決定になることではありますので、特にここに規定をいなしませんでもさしつかえないのではないかと考へた次第であります。

○床次委員 ただいまの御答弁によりますと、現業職員に對しましては、國家公務員法との關係上考慮いたしたいということでありますが、この点はすなわち國家公務員法上におきましても、その職務と責任の特殊性ということとを考慮しておられる關係上、場合によりましたならば、特別立法が必要ではないかということをご考へておられるのではないかと思ひます。そういう見地から申しますと、当然現業従事員なるものは、五十七條の中に入る。但し將來において、あるいは國家公務員法における現業職員と同様に取扱ひを別にするかもしないかと考へになる方が順当であります。五十七條の中からは全然これを排除しておいて、別に考へるということは、少し五十七條の精神から申しますと、はずれるのではない

いかと思ひますが、この点はいかがお考へになりますか。

○鈴木(後)政府委員 これは國の場合におきましても、同様な規定があるのにございませうが、國の場合におきましては法律または人事院規則で特例が設けられるという形になつております。従つてそういうことから申しますれば、あるいは法律の上に明らかにどういふものがこれに該当するかというところを書いておくことが、むしろ必要ではないかと思ひます。考へられるのでございませうが、その場合におきましては、さういふ條例なり、地方の人事委員会規則に特例を設けることを認めておられますので、すべて法律によつてのみ特例を設ける建前でありませうから、特に書いてございませう。今後政府が提案し、あるいは国会で直接御立法に参ります際には、国会によつて審査いたします機会があるわけでありませうから、特にここに明記いたさなくてもいいのではないかと考へております。なお國の場合には現在、船員中央労働委員会とか中央労働委員会とかの職員について特例を設けておられるような次第でありまして、これはまだ先ほど申しましたような一般的な特例は、これによつて設けていない状態でありませう。

○床次委員 終りにもう一つお尋ねいたしたいのでありますが、國家公務員法におきましては、人事院規則におきまして、相当法律事項と思はれることも人事院規則に書いてある。本法で申しますれば本法におきまして法律で書いてあることも、人事院規則にあげておられるというのが、今日の國家公務員法の建前であると思ひます。もしもこの例にならいますと、三十六條その他

の規定におきましてもあるいはこれを條例に譲つてもいいのではないかという議論も成立つと思ひるのであります。

○鈴木(後)政府委員 一般的に御指摘のように條例事項をできるだけ多くいたすことは、地方公共団体の自主性から考へまして、私も同感でございませうが、ただ基本的な事項といつたしまつて、全体の地方団体を通じて統一を保つた方がよろしいと思ひます。この法案に書くようなことにはいたした次第でありまして、政治的行為以外のことにございましては、條例で定めることを認めておる次第でございませう。

○大泉委員 ただいま鈴木さんから五十七條の特例について御説明がありましたが、これはたゞ、特例を必要とするものは、大體現業職員の職員に言ひますが、現業職員の職員に言ひますが、労働者を除いた以外の職員ですか、労働者を除いた以外のものをみんか総括して言ひますか。

○鈴木(後)政府委員 現業の範圍につきましては、要するに實際肉体的な労働に勤務いたしておりますいわゆる單純な労働者と、その單純な労働者をその直屬の上の系統において監督をし、あるいは技術的に指導するような地位にあるものも現業に含めるか含めないかということにございませう。

○大泉委員 そうです。

○鈴木(後)政府委員 私どもそういう

上の方の地位にありますが、やはり行政的な職務を持つておられるわけにございませうから、これを別に考へるといふことも、ひとつ考へられるわけにございませうが、これはやはりこの系統全体の職員を別個に扱ふというやうなことにでもなりませうれば、やはりその系統全体として考へることに相なると思ひますが、これらのことに關しましては、今後私もまた研究を重ねて参りたいと思ひます。

○大泉委員 さつき私が質問したときのお答へと、ちよつと違ひようでありますから伺ひたい。私はどうもこれは職責において個々に区分すべきものでない、いわゆる一つの公營企業体において總括してこれを適用すべきであるといふことを、さつき質問した。ちよつと小野さんからもさういふふうにお答へられたと思ひますが、さういふふうには肉體労働者と指揮監督をするやうな職員を別個にするということ、これはなか／＼その区分に對してこの法律の適用が、非常にやつかいになるのじやないかと思ひます。これはたゞ、獨立採算制の公營企業体にして、總括してやるべきだと私は思ひます。この考へ方に対していかがですか。

○小野政府委員 先ほど私がお答へいたしましたのは、ただいまの御質問の趣旨と大體同じやうな考へ方で、御指摘の公營企業のような場合におきましては、公營企業といふ一つの企業全体として、その職員の關係を規律して行く、こゝういふふうに取り扱ふべきだと考へております。

○久保田委員 先ほど申しましたやうに、この法案を審議いたします前に、

地方財政の問題を先に伺つて、それからこの法案の逐條審議に入りたいと、私考えておつたのでございますが、大臣もお見えになりませんので、財政問題とあわせてこの法案の逐條的審議はあとからいたすことにいたしました。その前に二、三伺つておきたい事項があるのではありませんか。この案の中にある四十四條の点でございしますが、ここに「退職年金及び退職一時金の制度」とございしますが、これは私は退職年金及び一時金等の制度あるいは年末手当、生活一時金等というようになことにしなければ、そういう方面に使えないようなことになるのではないかと考へますが、この点いかがでございしますか。

○鈴木(後)政府委員 この退職年金あるいは退職一時金と申しますのは、いわゆる通常恩給と申しておりますもののことを考へてゐるのでございまして、お話のように年末給あるいは年末手当というように式のもの、これは給與の方の一つの問題として考へたい、かように考へてゐるのでございします。

○久保田委員 それから次に五十七條でございしますが、五十七條の「職員のうちその職務と責任の特殊性」ということがございしますが、この職務と責任の特殊性というものは、具体的にこれを申せばどういふに解釈していいのでしょうか。

○藤井政府委員 五十七條にございします職務と責任の特殊性といふことの具体的な問題でございしますが、これは個々の場合について、本法の適用をそのまゝやつて行くか、あるいは本法の適用について除外例を認めることが、適

当であるかという抽象的な判定で、個々の具体的な問題を処理して参らなければなりませんので、ここで具体的に御説明を申し上げることは、少々むづかしいわけでございますが、一つ具体的な問題として申し上げてみますと、たとえば教育公務員につきましては、職階制というように制度がはたしてどのように適用されて参るであらうかという問題があるわけでありまして、この点につきましては御承知のように、国家公務員の場合につきましては、国立学校の先生等は一応全部一般職たる国家公務員に入つておりますために、もちろん職階法の適用を受けて参るわけでありまして、しかしながら、その職階制というものが、はたして一般の官庁に勤めております職員と同じような意味合いにおいて、いわゆる職種、職級といふものをきめられるかどうかといふことは、教員たるいわゆる教壇において講義をし、生徒児童を教育して参る、そういう仕事の同質性に基きまして、その間に職種とか、あるいは職級等の区別を設けますことは、はなはだ困難な事態も生じて来るかも知れぬ、かりに知れないわけでございます。従つて、この点は今後職階法が具体的に適用されて参る際に、漸次解決されて参ると思ひますが、個々具体的に職階制を確立して参りましたその過程におきまして、もし教育公務員については一般職と同じような原理に基く職階制を樹立することが、困難であるといふことがはつきりわかつて参りました際におきましては、何らかの特例を認めて参らなければならぬというようになことに相なるわけでありまして、

○久保田委員 どなたかの質問に對し

ましたのお答えは、やはり今申されたような答弁をされてゐる。教職員と單純労働者あるいは現業云々というようになことに對しての、今のような答弁でございしました。私はたゞさうなことにやない、もつと具体的にこの問題について示してもらいたい。これを聞いてゐる。その点をお答えしてもらいたい。

○藤井政府委員 この点につきましては、先刻鈴木次長からも御答弁を申し上げておりますように、教育公務員といふものが、このいわゆる職務と責任の特殊性に基いて特例を要するであらうと思はれる職員の中に、一つ入ると思ひますし、その他警察職員あるいは消防職員も、この條項に該当して参るものもあるのではないかと、いふように考へられます。さらに先刻から申し上げておりますように、いわゆる公企業職員以外の現業職員、なかんずく單純労働者といふようなものにつきましては、これはあるいは一般の職員とは違つた内容の職務内容を持つてゐるといふことにも考へられますので、はたしてこれについて特例を設ける必要があるかどうかといふような点について考へて参りました。もし特例を設ける必要があるといふことになりました場合には、今後国家公務員の場合と並行して考へて参ります。また特例を設ける必要があるといふことになりました場合には、特例を設けるかといふことにつきましても決定をいたしました上、本條項に基いて特別の法律を立案いたしまして、国会の御審議を願ふことに相なるというふうに考へておる次第であります。

○久保田委員 どうもわかりませんね。私の尋ねておりますのはそういうことじやなしに、たとえば教職員と、それから現業と、また従業員とはいふものかといふことと合せて、職務とその責任の特殊性といふものを、もつとこの法律をつくる上において明らかにしておかなければならぬ、それを具体的に私は言つてくれ、あなたの方にはすぐ活版刷りの答弁をなさるが、そんなことはわれわれはこれの法律を審議してこれを承認することはできない、それをもつと具体的に言つてくれといふのです。それを答えてもらいたい。

○鈴木(後)政府委員 具体的にいふとお話でございしますが、たとえば教育公務員につきまして申し上げますならば、一定の免許状を持つておる者でなければならぬといふ一つの原則は、これはどうも容認して行かなければならぬと思ひます。そういうようなことは、要するに教員としての職務と責任との特殊性に基く、こういうことでございします。そういうように一つ一つの職員の問題を拾ひ上げて行かなければならぬと思ひます。

○久保田委員 それではこの法律に對する特例といふようなことは、どう解釈していいのですか。

○鈴木(後)政府委員 ただいま申し上げました教員の任用につきましては、一応そういうような教員としての免許状を持つていなければならぬといふことを、一つの單なる任用上の特例と考へておるわけでありまして、

○久保田委員 特例を必要とするのは、各職別において身分上の取扱いと、それから労働法上の取扱いと二通りあると思ふのであります。その身分

上の取扱いと、それから労働法上の取扱いと、それに対する解釈は、現業、あなたの方で答えられると、單純労働者あるいは教壇に立たれる教職員といふように申されますが、この教職員以外の單純労働者といふことに對するこの問題等についても、私は先ほどからお伺ひしておるのでございします。これはどうなんですか。

○鈴木(後)政府委員 久保田委員の仰せになりますことは、たとえば現業職員に關しまして、政治的行為の制限の規定をはずしますとか、あるいは五十五條の交渉の権限につきまして、もつと強い地位を認めるとか、いふような意味の特殊性を認められるかどうかといふようなお含みではないかと存じますが、そういうような考へ方も一つは、この考へ方と存じますけれども、私は、これらの問題は、国の現業職員に關しましての一つの問題といたしまして、今後考へて参りたい、こういうふうに考へておるわけでありまして、

○久保田委員 それではこの問題を具体的に私はお聞きしたいと思ふのであります。現業の問題、また單純労働者といふようなことに對しまして、これも同じような答弁しかございしません。この特例を要するものには對しまして、これを別の法律で定めるといふやうなことが、この中にあるのでございまして、こうした点につきまして、この單純労働者といふか——この單純労働者も前に他の委員からも話されておりますが、おさなりの答弁をされておられます。ところがこの單純労働者に対するその職業の立場といふか、仕事の立場といふか、糞尿の汲取り

もあれば、あるいは火葬場で死んだ人の処理をしてある人もある。またその他いろいろの仕事についておられる方々がおられます。こういった人たちに對するこの問題をわれ／＼が考えます場合には、この法律で縛つてしまふことはどうか、これは各委員からしばしば述べられておる問題なのでございます。こうした問題に對して具体的に先ほどから何回も申しておりますことなのでございまして、これを答弁をしようと思つておられるが、納得ができません。どうもこれと考へてお尋ねしておられるわけでありまして、この点をひとつわかりますならば答えてもらいたいと思ふのです。

○小野政府委員 先ほどから大長並びに課長からたび／＼お答えをいたしてまいりました。ただいまお話をいたしました主として單純勞務に従事してある職員的身分取扱い、その他の關係をどういふふうに取り扱つて行くべきであるかといふことにございまして、今お話をいたしましたようなお話は私も十分に承知できるかと思ふのであります。ただこの問題は、一面國家公務員法の取扱いとも並行して考へなければならぬ問題もございまして、また地方公務員法案自体もいたしまして、地方公務員であるといふ身分の上で立つて、どういふふうの特例を設けるべきであるか、また具体的にどういふ点の特例措置を講ずべきであるかといふ点につきましては、なお研究をいたさなければならぬ点もございまして、從いましめてあるいは抽象的な答弁として御不満であらうかと存じます。その程度以上のことはお答えいた

しかねるような事情にございまして、御意見のほどは十分に拜承いたしました。政府におきましては、せつ／＼研究いたしまして、何らかの結論を出すようにいたしたいと思つておる次第でございます。

○松澤委員 たいだいま久保田君と政府委員との間に、いろいろ質疑応答があつたのであります。久保田君が確めようとしておられることは、結局その職務と責任の特殊性のある地方公務員第一点であるかと思ふ。この点につきましては、先ほど來から警察、消防職員、それから教育職員、その他單純勞務、あるいは現場職員といふものは、その対象になるかといふことは明瞭になつたのであります。第二の点は、それによつてこの特例をつくる場合に、その特例の内容はどうかといふものであります。これにつきましては、先ほど鈴木次長でありましたかお答えになりました。たとえば教育職員に對しては免許状が必要であるといふふうなお話があつたと思ふのであります。もしそうであるとするならば、たとえば現業職員に對しては、どういふ現業の特殊性があるのか、これに對してはどうか、その特別の取扱いといふのは、つまり労働三法を適用するのか、あるいはまたこの地方公務員法の經濟活動といふものを規制するのか、あるいはそれを緩和するのか、政治活動の点については、この程度のものは認められるが、この程度のものは認められない、あるいは消防、警察職員に對しては、おそら

く組合を結成する、職員団体を結成することはできないけれども、あるいはこういう点は考慮せられる。これはおそろしく單に身分上の問題でなく、いろいろと經濟的な、あるいは政治的な活動に關する規定も、やはりその中に含まれるのではないかと、こういう点が質問の要點であつたと思ふのであります。一応たいだいま小野政務次官から包括的、結論的な御答弁があつたのであります。さうに私もやはりその辺のことは詳細に――もちろんこれは將來の問題でありますから、具体的に御話願ふというわけにも行きませんが、お話をうたうわけにも行きませんが、それと、その点を現在考へていらつしやること、及び少くともこの五十七條といふものをもちつて關係方面と折衝せられた場合には、この五十七條の規定といふものは、どういふものであるかといふことはお話をしたものであります。ようす、御腹案があつたことと思ふので、その範圍が、あるいは対象なり、あるいはまたその規定の内容といふものがどういふものであるかといふことを、具体的に詳細にお示し願へば結構でございます。

○鈴木(俊)政府委員 五十七條の具體的考へ方を示せといふお話でございます。ただいま御指摘のごとく警察とか、消防職員に關しましては、すでにこの法律で職員団体の結成等に関しまして特例を設けております。また現業職員に關しましては、労働基準監督機關に關しまして、すでに特例を設けております。それ以外におきましては、教員につきましては、すでに教育公務員特例法があるわけでございまして、この關係で特例が出ておるわけでござい

ます。なお警察につきましては、警察法におきまして、現在たとえば國家公務員法の精神に準じて、條例でいろいろ服務規律、任用その他の制度を定めるというふうな相なつております。が、そういうふうなものも特例の一つであります。また消防組織におきましても警察と同様な趣旨の規定があるわけでもございまして、そういうふうなものはいずれもこの地方公務員法という一般法に對する特例といふふうに考へております。

○松澤委員 必要あるものはここに別に定めるというふうな書いてあるのではありませんが、すでに教育公務員特例法といふものは存在している。それから警察あるいは消防職員については、すでにそういう特例が定められてある。それと、別に定めるというところは將來のことであるように読めるのである。従つてすでに存在しているもの、これはこの特例をつくるというこの対象ににならないのではないかと。あらためてここに書いてある点を考へてみると、新しくつくる特例法といふものは、何を指すのであるかといふ問題が起つて來ると思ふ。先ほどの話では教育職員といふものは免許状があるといふようなことから、特例を設けなければならぬといふお話のように、私は拜聴いたしましたのであります。しかし私がそのときに考へつたのは、教育公務員については特例法といふものがあるのだから、別段定める必要がないのじゃないか。それでもこの提案理由の説明の中に、教育職員といふものは五十七條の規定の対象になるというふうなことが書いてあつたのであります。そこで、教育公務員の特例法以外にあらた

つくりになることはどういふことであらうかと、私は不思議に思つていたものであります。ただいまの鈴木次長のお話はすでに存在しているといふこととあります。すでに存在しているものならば、特にまた特例を設ける必要がないようにも考へられるし、あるいは提案理由の説明では、この五十七條の特例の対象となるものは、教育公務員であるといふふうにお話があつたことをみると、新たに作るようである。この辺について非常に疑義があるものであります。もう少し具体的に親切に御説明願へれば、幸いと思ふのです。

○鈴木(俊)政府委員 たいだいま御指摘の教育公務員法でございますが、現在ございまして教育公務員の特例法は、一面五十七條を基礎にして、今後存在するといふことにも相なると存じます。が、この地方公務員法案の規定をいたしております趣旨と、矛盾をいたす部分につきましては、この第二條の規定によりまして、その部分は放つておきます。この法律の方が優先するといふことになるのであります。その條文として今考へておりますものは、たとえば教育委員会によりまして、教員が不利益処分を受けた。その不利益処分の審査をいたしますのは、現在教育委員会自身といふことに相なつておりますが、この法律が出ました後におきましては、どういふふうなものはやはり人事委員会が、これを審査する。要するに県の教育委員会が懲戒処分を教員に對して行つた場合には、その不利益処分の審査の場合には、現在の教育公務員特例法のように、また教育委員会にかけるとは意味がありま

せんで、これは一般原則に従つて人事院が審査するというふうにいたしましたと考えておりますが、そういう意味の教育公務員特例法の改正案は、この地方公務員法案の御審議を了していただきましたならば、その原則に従つてすみやかにこれを改正する案を、国会に提案したい、かように考えております。事務的にはこれらに関する改正案を、目下関係方面に提出中でありまして、その審議を一面進めつつある次第であります。

○野村委員長代理 本日はこの程度にいたしましたので、明五日午前十時より本案に対する質疑を継続することいたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後八時四十八分散会